

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
**科学技術イノベーション政策のための科学
研究開発プログラム**

令和 2 年度 公募要領

公募期間

4月3日（金）～24日（金）12：00



社会技術研究開発センター

2020年4月

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）提案公募の概要

この「募集要項」にて提案を募集する研究開発プログラムは、「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」です。他の領域・プログラムとは内容・日程等が異なりますので、ご注意ください。

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

応募は e-Rad（府省共通研究開発管理システム）を通じて行っていただきます（「4.6 応募方法」参照）。紙媒体（郵送、宅配便及び持ち込み）及び電子メールによる応募受け付けはできません。募集期間間際は e-Rad が混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって応募を完了してください。また、募集期限時刻以降の e-Rad を通じた提案の取下げ処理はできません。募集期限までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象としません。

また、所属・役職について e-Rad の記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Rad にアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れなどを指します。なお、JST は、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JST は提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正または提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

| | |
|----------------|----------------------|
| 募集開始 | <u>4月3日（金）</u> |
| （一次）提案書受付期限（※） | <u>4月24日（金）12：00</u> |
| （一次）書類選考の結果通知 | 5月中下旬 |
| （二次）提案書受付期限 | 6月上中旬 |
| （二次）書類選考の結果通知 | 7月上中旬 |
| 面接選考会 | 7月19日（日）（予定） |
| 面談（採択条件の説明） | 7月最終週～8月上旬（予定） |
| 選考結果の通知・発表 | 9月～10月（予定） |
| 研究開発の開始 | 10月1日（木）（予定） |

※府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。

目次

| | |
|---|-----------|
| 第 1 章 研究提案公募に当たって | 5 |
| 1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要 | 5 |
| 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ | 6 |
| 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について | 6 |
| 1.2.2 ダイバーシティの推進について | 7 |
| 1.2.3 公正な研究活動を目指して | 8 |
| 1.2.4 オープンアクセスについて | 9 |
| 第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方 | 10 |
| 2.1 基本的な考え方 | 11 |
| 2.2 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ | 12 |
| 2.3 その他・留意点 | 20 |
| 第 3 章 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み | 22 |
| 3.1 プログラムの目標 | 22 |
| 3.2 今年度に対象とする研究開発 | 22 |
| 3.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ | 23 |
| 3.4 研究開発期間・規模 | 23 |
| 3.5 提案および研究開発実施に当たっての留意事項 | 24 |
| 3.5.1 研究開発プログラムのマネジメント | 24 |
| 3.5.2 研究開発の評価 | 24 |
| 3.5.3 その他 | 25 |
| 第 4 章 公募・選考 | 27 |
| 4.1 公募期間・選考スケジュール | 27 |
| 4.2 研究開発期間 | 28 |
| 4.3 研究開発費（直接経費） | 28 |
| 4.4 採択予定課題数 | 28 |
| 4.5 応募要件 | 28 |
| 4.5.1 応募の要件等 | 28 |
| 4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて | 29 |
| 4.5.3 重複応募について | 29 |

| | |
|--|-----------|
| 4.5.4 提案者の要件 | 29 |
| 4.5.5 実施機関の要件 | 30 |
| 4.6 応募方法 | 31 |
| 4.7 選考方法 | 32 |
| 4.7.1 選考のプロセス | 32 |
| 4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施 | 32 |
| 4.8 選考に当たっての主な評価項目 | 35 |
| 4.9 お問い合わせ等 | 37 |
| 第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について | 38 |
| 5.1 実施計画 | 38 |
| 5.2 実施体制 | 38 |
| 5.3 実施拠点 | 39 |
| 5.4 委託研究契約 | 39 |
| 5.5 研究開発費 | 40 |
| 5.5.1 研究開発費（直接経費） | 40 |
| 5.5.2 間接経費 | 41 |
| 5.5.3 複数年度契約と繰越制度について | 41 |
| 5.6 評価 | 41 |
| 5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等 | 41 |
| 5.8 実施機関等の責務等 | 43 |
| 5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合 | 45 |
| 5.10 その他留意事項 | 46 |
| 5.10.1 出産・子育て・介護支援制度 | 46 |
| 5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について | 47 |
| 第 6 章 応募に際しての注意事項 | 48 |
| 6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について | 48 |
| 6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 | 49 |
| 6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 | 52 |
| 6.4 不正使用及び不正受給への対応 | 52 |
| 6.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 | 55 |
| 6.6 関係法令等に違反した場合の措置 | 55 |

| | |
|--|-----------|
| 6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について | 55 |
| 6.8 繰越について | 56 |
| 6.9 府省共通経費取扱区分表について..... | 56 |
| 6.10 費目間流用について | 56 |
| 6.11 年度末までの研究開発期間の確保について | 56 |
| 6.12 社会との対話・協働の推進について | 56 |
| 6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について | 57 |
| 6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について | 58 |
| 6.15 研究設備・機器の共用促進について | 58 |
| 6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について..... | 60 |
| 6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について | 60 |
| 6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） | 60 |
| 6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について | 62 |
| 6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について | 63 |
| 6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について | 66 |
| 6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて | 66 |
| 6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて | 67 |
| 6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について..... | 67 |
| 6.25 研究者情報の researchmap への登録について | 67 |
| 6.26 JST からの特許出願について | 68 |
| 第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について | 69 |
| 7.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について | 69 |
| 7.2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項..... | 69 |
| 7.3 e-Rad による応募方法の流れ..... | 70 |
| 7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先 | 70 |
| 7.5 具体的な操作方法と注意事項 | 71 |
| 第 8 章 提案公募 Q&A..... | 84 |
| 第 9 章 提案書の記載要領..... | 92 |
| 第 10 章 参考資料 | 96 |

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラム（以下、領域・プログラムという）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域・プログラムのマネジメントは、アドバイザーの協力を得て、総括が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

○プログラム総括

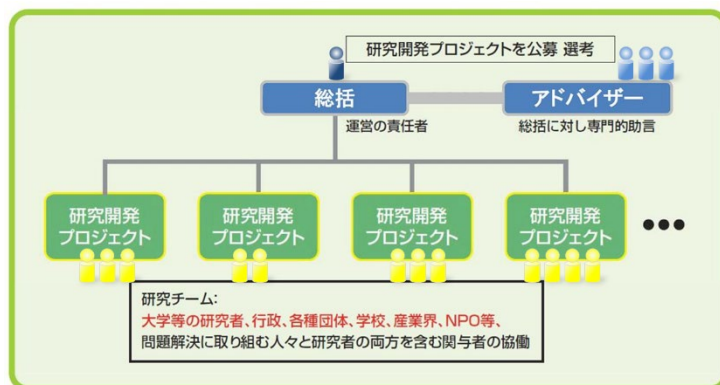
国または RISTEX が定めるプログラム目標の達成に資する研究開発プログラムの運営責任者として、プログラムをマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発プログラムの運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発プログラムで得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

○プログラムアドバイザー

専門的な立場からプログラム総括に適切な助言を行う者。

○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表するプロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。



1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためにより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いをします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、わが国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 科学技術イノベーション人材育成部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。

3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.2.4 オープンアクセスについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。

詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：山縣 然太郎 山梨大学大学院総合研究部 教授

「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」（以下、本研究開発プログラムという）は、2011（平成 23）年度に文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」（Science for RE-designing Science, Technology and Innovation Policy, 以下、SciREX 事業という）の一環として開始されました。現代社会における様々な問題を解決するためには、科学的知見をもとに課題を制御し、具体的な解決に向けた方策を生み出していくことが不可欠です。本研究開発プログラムでは、科学的方法と「客観的根拠（エビデンス）」に基づき、「科学的な発見や発明などによる新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的、社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新」、すなわち科学技術イノベーション¹を促す政策を策定するための体系的な知見を創出することを目的としています。

現代社会は、日本をはじめとする先進諸国にみられる人口減少と少子高齢化、途上国の急激な都市化と人口爆発、エネルギー・水・食料など、資源の安定的な供給、地球環境問題や自然災害、感染症やテロ問題など、複雑かつ多面的な課題に直面しています。また、急激な情報通信技術（ICT）の進展と世界規模のネットワーク化は、われわれの暮らす社会の利便性を大いに高めました。その一方でサイバーテロなどのこれまで存在しなかった新たな脅威にどのように対処するのかといった新たな課題をも生み出しています。科学技術イノベーション政策は、こうした現代社会が直面する複雑な課題群に対して、研究開発や技術開発を通じて創出された知見に基づいた新たな価値の創造とその解決策の提示を通じて、社会を望ましい状態へと調節していくための政府の取り組みとして期待されています。

しかしながら、これまでシーズというべき基礎的な知見や技術の開発は重視されてきたものの、そうした知見や技術に対するニーズを的確にとらえ、開発された成果を活用するためのインセンティブやそれらを媒介・促進するための仕組みといった制度の設計については必ずしも十分な取り組みがなされてきたとは言えません。科学技術をベースとしたイノベーションを着実に実現していくためには、そうした制度的側面に対する理解と設計の重要性を踏まえながら、既に社会に存在する課題、あるいはこれから台頭してくる複雑な現象に多面的な観点から光を当てることで、これまでのような経験と先例に頼った政策形成ではない、総合的な観点からの政策形成に結びつけていくことが不可欠です。

¹ 第 5 期「科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）
(<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>)

2019年3月に改訂された SciREX 事業における「**新基本方針**」(96～106 ページ)では、当該事業の方向性として**政策と科学の「共進化」**を追求することが、これまで以上に明確に謳われることになりました。政策の在り方と研究成果としての科学的知見との関係を考えるうえでは、それらを架橋するための実践的な方策についても留意しなければなりません。客観的根拠としての厳格さを追求するあまり政策実務の実態と大きくかけ離れてしまつては、せっかく創出された重要な科学的知見や客観的根拠であったとしても、具体的な政策の改善につなげることは困難です。そのため、研究開発の推進に当たっては、実際の政策形成が限られた資源と時間、不確実性といった様々な制約条件のもとに営まれているという政策実務の実態にも目を向けることが必要です。政策当局や担当者の側にどのようなニーズがあるのかを的確にとらえつつ、現実的な活用可能性を踏まえた形でプロジェクトをマネジメントすることが求められます。

また、プログラムの研究成果を発信している『POLICY DOOR』²において、「社会に実装される成果を目指して」をテーマに社会技術研究開発センター長との対談を掲載しています(2020年3月)。提案に対する期待について言及していますので、是非、ご一読ください。

2.1 基本的な考え方

本研究開発プログラムでは、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与することを目的とし、社会問題の解決や社会秩序の形成維持を目的とした政策の形成や改善に将来的につながりうる具体的な成果の創出を目指す提案を採択します。

本年度の公募では、昨年度までに続き、人口減少と高齢化、逼迫する財政といった近代社会がこれまでに経験したことのない未曾有の社会的変化を的確にとらえ、先端技術の導入・活用はもちろん既存技術の社会化・制度化を通じて環境変化に適応していくことを目指す研究開発プロジェクトを期待します。たとえば、社会のダウンサイジングに伴い生じつつある様々な矛盾、あるいは将来的に生じることが予想される未顕在の課題を発見・特定するとともに、情報通信技術(ICT)をはじめとする既存の手段の改善や合理化を通じて、課題の制御と変化への適応を促すことを目指す大胆な研究開発の提案を求めます。また、こうした大きな社会の変容に伴って生じる社会問題の解決や社会秩序の形成を目指した研究開発を推進するうえでは、研究開発の在り方そのものが社会に対して応答的であることが強く求められます。そこで、本年度は新たなテーマとして、どのようにすれば公正かつ責任ある研究を推進することができるのか、特に研究ガバナンスの在り方を問い直すことにつながるような大胆な提案を期待します。

² <https://www.jst.go.jp/ristex/stipolicy/policy-door/index.html>

提案に当たっては、研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に「誰に、何を」与えるのか、すなわちプロジェクトの成果が具体的にどのような政策を対象として、どのようなアプローチと手段をもって改善に寄与しようとするのかについて、具体性のあるストーリーが構想されていることを求めます。また、プロジェクトには、対象とする政策の立案や実施に関わる政策担当者をはじめとするステークホルダーとの連携や協働を通じて、政策実務の現場に寄り添った研究開発を推進することを求めます。

あわせて、本研究開発プログラムが SciREX 事業の一環として実施されていることを踏まえ、中核的拠点である**政策研究大学院大学科学技術イノベーション政策研究センター（SciREXセンター）**や**基盤的研究・人材育成拠点等**（第 10 章 参考資料）との積極的な連携を通じて、研究活動の推進と実際の科学技術イノベーションに関する政策形成の現場との橋渡しに取り組むことを期待します。

2.2 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ

本研究開発プログラムでは、SciREX 事業における「公募型研究開発プログラム」という位置づけに鑑み、SciREX 事業の推進方策である「基本方針」の趣旨に沿う提案を求めています。

特に、本年度の公募においては、**政策と科学の「共進化」**を目指す研究開発のうち、特に以下の 7 つのテーマに関する提案を期待します。

（1）戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策の提案

未曾有の社会的変化に伴い生じることが予想される新たな課題群を特定し、科学的知見を活用することを通じてその問題の拡大を抑えこむ方法の探求、あるいはその変化を社会的に受け入れ、適応していくための合意形成や行動変容に向けた手法の構築を試みる提案を求めます。

長期的な人口減少による社会的縮退は、これまでにわが国が経験したことのない課題群の台頭を予想させます。例えば、税収の減少と公的負担の増加は、社会保障をはじめとする既存の公的サービスの持続可能性を揺るがすものです。また、生産年齢人口の減少による労働力の不足は、社会経済全体における生産性の大幅な低下をもたらすものと考えられます。

効率化や合理化を可能とするような革新的な技術や手法の開発とともに、既存のサービスの質や在り方そのものを改善することが重要であることは言うまでもありませんが、社会的な縮退という未曾有の社会的な変化にあっては、そうした漸増主義的な取り組みだけでは必ずしも解決することができない難題に直面することを想定しなければなりません。

そうした局面にあっては、科学的な見地に基づいたあらゆる工夫を総動員することで、いかにし

てこの困難を制御し、また社会の在り方を調整していけるかが重要となります。たとえば、既存の公的サービスやインフラストラクチャーにおける資源配分や負担の在り方を大胆に転じようとする場合には、人々が既存の仕組みや環境、サービスの質との違いに戸惑い、理解や賛同を得られないことが想像されます。そうしたなかで、人々が社会のダウンサイジングという変化を受け止め、あるいはその認識を変えていくためには、人の認識や行動の在り方そのものに対する深い洞察と知見に基づいた制度設計の在り方や制度変更に向けた環境整備のための手法を構築できるかが大きな挑戦となります。

そのような観点から、本研究開発プログラムでは、未曾有の社会的変化にともない生じることが予想される新たな課題群を特定し、科学的知見を活用することを通じてその問題の拡大を抑えこむ方法の探求、あるいはその変化を社会的に受け入れ、適応していくための合意形成や行動変容に向けた手法の構築を試みる提案を歓迎します。

(例 1) フォーサイト／フォーキャストの手法を用いたダウンサイジングに伴い生じる社会的課題群の特定方法の構築

(例 2) 社会のダウンサイジングに関する市民意識の解明とサービスの質的低下と負担の増加、コミュニティの再編・統合に対する合意形成手法の考案

(2) 研究開発と政策形成の架橋に関する提案

より合理的かつ効果的に政策提案や科学的助言を行うための方法の構築に向けて、データやエビデンスを政策実務においても活用可能な形でデザインするための手法の開発や活用上の課題を整理し、その克服に向けた取り組みを推進しようとする提案を期待します。

本研究開発プログラムでは、客観的根拠に基づく政策形成の必要性という基本的な問題関心のもとに、これまで政策過程において参照されるべき客観的根拠の創出に向けた手法の開発とその政策への実装を目指した提案を中心に採択を行ってきました。

しかしながら、いくら科学的裏づけのもとに客観的根拠が示されたとしても、それをもってただちに政策決定が効率的・合理的なものとなるわけではありません。政策の立案と執行を担う政策担当者が、①日常的にどのような制約下での意思決定を求められているのか、②また個々の政策判断にあたり現実的にどれほどの時間的・物理的なリソースを充てることができるのか、③求められる意思決定や判断に対して本来的に必要とされる客観的根拠の水準は何か、といったことが解明されなければなりません。それと同時に、そうした政策担当者の行動様式や能力限界、組織限界を見据

えながら研究開発を推進し、そして成果を取りまとめるための手法そのものが科学として探求されなければなりません。

そのような観点から、本研究開発プログラムでは、より合理的かつ効果的に政策提案や科学的助言を行う方法の構築に向けて、データやエビデンスを政策実務においても活用可能な形でデザインするための手法の開発や活用上の課題を整理し、その克服に向けた取り組みを推進しようとする提案を期待します。

また、それとは逆に、ある目的のために特定の情報のみを「客観的根拠」として恣意的・選択的に活用することなど、客観的根拠に過度に依存した意思決定や判断がもたらす弊害も観察されるところです。客観的根拠に基づく政策形成を推進していくためには、そのリスクとコストとを自覚したうえで、政策担当者がどのように客観的根拠を取り扱うべきか、またその裁量の在り方そのものを問い直すことが不可欠です。そうした客観的根拠に基づく政策形成の、いわば負の側面にも光を当てつつ、それを克服するような方策を構想するような提案を求めます。

なお、ここには、プロジェクトの提案段階において、既に一定の研究成果が得られており、今後具体的な政策の改善に向けて、実際の政策形成プロセスへの実装をはかろうとするプロジェクトを含めるものとします。

(例 1) 政策実務における科学的エビデンスの参照バイアスに関する研究

(例 2) 科学的知見に基づく政策提案が政策過程に実装されなかった要因に関する研究

(3) 既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する提案

既存技術の社会化・制度化に向けて、利用者にとって知覚可能な形でコストや便益、効用を評価し、また伝達するための手法の開発を目指す提案を求めます。

近年、第 3 次人工知能 (AI) をコアテクノロジーとする技術開発や新たなサービスの台頭が顕著となっています。AI を用いた自動運転技術や医師の診断支援サービス、技術シーズの探索支援など、最先端技術の活用により、これまでできなかったことを可能としたり、あるいはそのコストを大幅に圧縮することをできるようにしたりするなど、AI の登場は様々な分野の技術、サービス、そして社会の在り方をも変えていく可能性を感じさせます。

一方で、情報通信技術 (ICT) に代表されるように、技術的には既にある程度成熟していながらも、未だ社会化や制度化に結び付けられていない技術 (シーズ) も多く見受けられます。こうした技術が社会化や制度化に至っていない背景には、いくつかの理由が考えられます。

たとえば、①既存の仕組みや制度との連続性がないため、社会の側あるいは具体的な利用者が必ずしもうまく受容できずにいるパターン、②あるいはその技術を活用することで得られる便益や効用、利便性が明確になっていないがために、利用者の側にはコストのみしか認識することができず、実際に活用することまで結びつけることができずにいるパターン、③技術を活用できる人とそうでない人との間で便益の面で大きな格差が生じてしまうがために、社会全体としては技術利用に対する十分なコンセンサスが得られずにいるパターン、④そもそも当該技術に対するマーケティングが十分に行なわれておらず、利用に関するインセンティブが存在しないパターン、⑤社会化や制度化に着手したものの、新たなブレイクスルーが既存技術を淘汰してしまったパターンなどが考えられます。

このうち、特に①②③については、いわば技術の受容に向けた環境整備や利用者間の利益／不利益の調整、さらには利用者のインセンティブに対する十分な配慮を欠いていたばかりに、せっかく開発された価値ある技術が活用されることなく埋もれてしまっているものといえます。たとえば、国民番号制度（マイナンバー制度）などは、情報通信技術の発展を背景に提唱され、総論としては多くの賛意を得て制度化にまでは至ったものの、実際には利用者の側の便益や効用が必ずしも明確ではないことや、他の番号制度との連結に伴うコスト、何よりも利用者の側の過剰ともいえるセキュリティ意識などを理由としてうまく制度利用が進んでいない事例であるように思われます。

そこで、本研究開発プログラムでは、特に①②③を対象に、技術の社会化・制度化に向けて、利用者にとって知覚可能な形で費用やその他の調整コスト、さらに便益や効用を評価する手法の開発を目指す提案を求めます。また、こうした実際の費用や便益が明確にされることだけでは、必ずしも社会化や制度化が進まないという経験的な観察を踏まえ、利用者・受容者側の知覚や経験的な理解を促すことそのものを目標とする手法の開発、あるいは利用者・受容者による積極的な知覚や理解なしに、行動そのものの変容を促す手法の開発を目指す提案を歓迎します。

(例 1) 番号制度などの社会的受容を阻害する要因の解明と行動変容を促す認知科学的研究

(例 2) 情報（ビッグデータ、リアルワールドデータ、クオリティデータなど）の利活用または技術導入がもたらす便益とリスクの可視化が受容行動に与える影響についての研究

(4) 研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する提案

より効果的に研究開発プログラムをデザインし、またマネジメントしていくための手法の構築に向けて、プログラムの設計・マネジメント・評価の在り方そのものを研究の対象とする提案を歓迎します。

科学技術イノベーション政策を着実に推進していくためには、何よりも研究開発を効率的・効果的に実施していくことが肝要です。そのためには、政策形成機関、資金配分機関、研究開発実施機関が、より効果的な研究開発プログラムをデザインし、運営していくことが不可欠です。

とりわけ、革新的な技術や製品の開発といった非連続なイノベーションを目標とする研究開発プログラムの制度設計は、まだまだ発展途上にあるといえます。近年、従来型のプログラムとは異なるハイリスク・ハイインパクト研究を推進する研究開発プログラムや、要素技術の開発と同時に、技術の社会への実装に向けた取り組みを求めたり、あるいは新たな技術の登場がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues: ELSI）を同時に探求するような融合研究を指向した大型プロジェクトを推進する研究開発プログラムなどが登場しつつあります。

こうしたプログラムの多くが直面している課題として、予測が困難な将来におけるインパクトをどのように評価し、研究開発投資の妥当性を判断していくのか、あるいは研究開発に伴うリスクやプログラムとしてのポートフォリオをどのようにして評価・管理していくのか。異なる性格の研究開発内容をどのようにして統合するのか、「見直し」「改善」といったプログラムデザインとマネジメントの制度化の問題が挙げられます。

同時に、科学技術と社会の関係性が一層複雑化する今日においては、科学技術が人々の暮らしや社会に存在する様々な課題の解決に貢献するという考え方を、より重視する姿勢が求められつつあります。それに伴い、研究開発プログラムの設計段階から広くステークホルダーらが参加することで、人々のニーズをよりの確にとらえた研究開発テーマの採択と実施、そして社会的要請に応えた成果の創出が可能になると期待されています。こうした研究開発に対する関与者の拡大は、既に多くのプログラムにおいて取り組まれているものの、単にステークホルダーが研究開発に参画するというにとどまらず、そうした参画が実際に新たな価値の創出や研究開発のトランスレーションを円滑にしていくことに結びついているかといえ、依然として多くの課題が残されているといえます。

こうした観点から、本研究開発プログラムでは、特にハイリスク・ハイインパクト研究開発や大型プロジェクトの研究開発を対象に、より効果的に研究開発プログラムをデザインし、またマネジメントしていく手法の構築に向けて、プログラムの設計過程やマネジメントの方策そのものを研究の対象とする提案、またはステークホルダーの参画と研究開発のパフォーマンスの関係性に関する評価手法の考案に取り組む提案を歓迎します。

なお、これまでの同種の研究や調査などの結果や成果にも十分に留意された提案を望みます。

(例 1) ハイリスク・ハイインパクト研究や融合研究に関する研究開発プログラム（科学技術振興機構、日本医療研究開発機構などのパブリックセクターが実施するファンディング事業）の設計における効果的なプログラムデザインとマネジメント手法に関する研究開発

(例 2) 研究開発プログラム（同上）のデザインおよび運営におけるマネジメントチームのダイバーシティとプロジェクトによる研究成果の生産性に関する研究

(5) 科学技術イノベーション政策の社会的インパクト評価に関する提案

学術的貢献や経済性といった観点にとどまらない社会的インパクトに関する新たな評価手法の構築を試みる提案を歓迎します。

科学技術イノベーション政策は、先端的・萌芽的な研究開発に対する研究開発投資を一つの柱としています。基礎研究から応用研究、産業化に至るまでの各フェーズで多くの公的資金が投じられており、いわばイノベーションの駆動力として非常に重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。

一方で、こうした研究開発投資に対する政策としての妥当性・有効性に関する評価については、科学技術イノベーション自体に求められる価値が多岐に渡ることもあり、必ずしも明確な方法論が確立されているわけではありません。そのため、研究開発投資に対する評価は、イノベーションを牽引する新たな技術の開発や知見の創出といった学術的貢献と、どれだけ市場に新たな経済的価値をもたらすことができるかといった経済性の 2 つの観点からの評価が多く見受けられます。

しかしながら、研究開発投資の意義は学術的貢献や経済性といった観点にとどまらない側面をも有しています。たとえば、国際連合が定める「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs) の達成を考える場合には、こうした経済性だけでは必ずしも説明できない社会的要請への応答や社会的な課題の解決といった社会的なインパクトの視点が必要となってきます。また、近年多くの研究開発プログラムにおいて、成果の「社会実装」が実施内容として求められつつあるなか、これをどのような基準と手法によって評価すべきなのかが大きな課題となっています。SROI (Social Return on Investment) や SIB (Social Impact Bond)、ESG 投資といった社会的インパクトをめぐるいくつかの概念の登場とともに、その評価手法の構築が試みられつつありますが、いまだ成熟された方法として定式化されていないのが実情です。

そこで、本研究開発プログラムでは、研究開発投資の社会的インパクトに関する客観的根拠に基づいた新たな評価手法の構築を試みる提案を歓迎します。

(例 1) 研究開発投資（国および地方自治体、ファンディング・エージェンシーなどが実施する各種公募事業）の社会的インパクトに関する新たな評価手法の開発

(例 2) プライベートセクターとしての民間企業／パブリックセクターとしての大学による社会的投資のインパクトに関する評価手法の開発とインセンティブ・メカニズムの提案

(6) 政策形成に向けたオープンデータの利活用等に関する提案

オープンデータを用いた単なるシステム開発ではなく、オープンデータの公開が客観的根拠の創出と政策形成プロセスの改善に寄与することを、具体的な事例に基づき明らかにしようとする試みを期待します。

近年のオープンデータを取り巻く動向のなかで、客観的根拠（エビデンス）のソースとなるデータの在り方も変容しつつあります。これまでは開示されていなかったデータや、ばらばらに存在していたために接続されてこなかったデータが、オープンデータやデータベースという形で積極的に公開されつつあることは大きな変化といえます。

これまでの研究開発の過程では、客観的根拠となりうるデータをいかに収集するかに非常に多くのコストが割かれてきましたが、こうしたデータが広く公開されることで、データの収集にかかるコストが低減するとともに、より大量かつ広範なデータに基づいた、より精度の高い分析が可能となることが期待されています。

その一方で、行政が保有する様々なデータを公開するに当たっては、保有するデータの所在を整理し、これを体系づけたうえで、実際に利用可能な形に改めるプロセスそのものに膨大なコストを要するという実態があります。そのため、データの公開や接続を考えるうえでは、データの整理と公開に必要なコストとデータのオープン化によって得られる便益とをしっかりと考量しながら、その必要性や妥当性を評価することが重要です。

そのような観点から、本研究開発プログラムでは、オープンデータを用いた単なるシステム開発ではなく、オープンデータの公開が客観的根拠の創出と政策形成プロセスの改善に寄与することを、具体的な事例に基づき明らかにしようとする試みを期待します。

(例 1) オープンデータ（厚生労働省「NDB オープンデータ」、科学技術振興機構「NBDC」「J-GLOBAL」、NISTEP「データ・情報基盤」など）の公開に関する費用対効果分析

(例 2) 未活用データのオープンデータ化がもたらす政策形成の合理化とアカウントビリティの向上に関する研究

(7) 公正かつ責任ある研究活動を実践するためのガバナンスの在り方等に関する提案

研究者による公正かつ責任ある研究活動の実践を促進し、研究の生産性・効率性を向上させるガバナンスの在り方等に関する提案を歓迎します。

科学技術・学術を振興し、研究開発を通じたイノベーションを実現しようとするあらゆる国や地域に共通する課題として、研究の公正性とガバナンスの問題が挙げられます。研究者は研究活動を通じて新たな科学的知見を生み出すと同時に、「責任ある研究・イノベーション」(RRI) という考え方にみられるように、研究活動をいかに公正かつ責任ある形で実践するかが問われています。

わが国では、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づき、大学や研究機関等に研究倫理教育が義務付けられるなど、研究公正を確保するための体制が整備されてきた結果、研究倫理に関する知識や理解は浸透しつつあります。

その一方で、捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサーシップ、二重投稿等の不正行為や不適切な行為が未だに発生しています。また、不正行為抑止のため、競争的資金における不正行為に対する厳罰化等を進めた結果、研究現場の委縮を招いているという声も一部で聞かれるようになりました。さらに、医学系のみならず他の分野においても研究倫理審査委員会による審査の制度化が進められるなど、従前に比べて研究者の負担が飛躍的に高まっている実態も、こうした主張に説得力を持たせることにつながっているように窺われます。

このような状況にあっては、科学と社会をめぐる素朴で純粋な問い、すなわち研究者が安心して自らの研究に従事し、人類や社会経済に貢献しうる研究成果の創出に向けて邁進できているか、といった問いにあらためて立ち戻ることが重要です。そうした観点から、これまでの様々な取組や制度化を通じて実現されてきた価値を確認するとともに、未だ解決されていない課題、制度化が引き起こしている弊害や将来の懸念等を整理した上で、それぞれに対する具体的な解決策を研究現場の実態に合った形で検討し、研究を取り巻く環境、研究をめぐるガバナンスの在り方を問い直すことが必要です。

例えば、研究倫理教育によって期待されるアウトカムが判然としないまま運用されていたり、受講そのものや受講証明書等の取得が目的化し、本来の目的である公正かつ責任ある研究のための知識の習得とその実践から離れ、形骸化しているように見受けられます。また、実際の研究の現場では、研究公正に関する知識の習得と研究活動における実践とのギャップの問題が浮かび上がります。このため、知識の習得やリテラシーの引き上げのみならず、不正行為が発生する本質的な原因、とりわけ構造的な要因を明らかにした上で、そうした問題が発生する原因を解決し、あるいは発生をいかに抑止するかというアプローチも重要な課題です。例えば、研究活動の中で、研究室や研究グ

ループにおける指導教員や研究リーダーらが若手研究者に対してどのように的確にトレーニングを施し、またサポートを行うことができるか、身に付けておくべき研究作法やルールは何かなど、研究現場の実態に即した実践的で効果的なマネジメント手法、その開発はこれまで必ずしも十分に組み立てていない課題の一つです。

そこで、本研究開発プログラムでは、研究公正をめぐる一連の取組について現状を評価するとともに、本質的な要因並びに現行制度の運用が直面している課題の所在とその要因を明らかにした上で、その課題の解決のみならず研究の生産性や効率性の向上に向けた新たな方策を構想しようとする提案を求めます。こうした提案に当たっては、多くの研究者に共通する要素として研究活動に関する基本的なモチベーションや行動様式に深い理解を示しつつ、研究に使用する資料やデータ、分析の手法、研究体制の規模、伝統や慣行が必ずしも画一的ではない多様な実態を的確に捉え、さらに国内外の先進的な取組等も踏まえ、研究分野の特性や研究現場の実態に合致した新たなアイデアが提起されることを期待します。なお、これまでの研究公正に係る研究や調査などの結果や成果にも十分留意された提案を望みます。

(例 1) 公正かつ責任ある研究活動を実現するガバナンスの構築に関する研究

(例 2) 指導教員や研究リーダーを対象とした研究公正に関するトレーニングの目標設定及び手法の開発並びにそれらを研究機関に導入・定着させるための在り方等に関する研究

2.3 その他・留意点

(1) 多様な分野・キャリアからの参画、果敢なチャレンジ

わが国において、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する研究分野は、まだ揺籃期にあり、携わる研究者および実務者の層も十分に厚いとは言えません。本研究開発プログラムは、公募を通じた「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と、人材ネットワークの拡大をひとつの大きな目標としています。そこで、人文・社会科学、自然科学を問わず多様な分野からの提案や、横断的・学際的な体制のもとに政策課題の特定と多角的な視点から、その解決手法を構想する提案を強く求めます。また、実際に政策形成に携わる実務者やその他のステークホルダーからの参画を得ることで、学術的な知見の創出にとどまらず、政策ニーズをとらえた研究開発の推進と、政策実務にも応用可能な新たな知見の創出を目指すプロジェクトを歓迎します。選考においては、そうした分野やキャリアの多様性を考慮した評価を行います。

多様な研究分野・キャリアからの参画、斬新なアイデアに基づくアプローチ、若手による大胆な挑戦など、チャレンジングで意欲的な提案を期待します。

(2) 政策形成に向けたマネジメントと成果のプロモーション

本研究開発プログラムでは、研究者による研究開発活動の推進はもちろん、研究開発活動に伴走する形で創出された、または創出されつつある成果を実際の政策形成に結びつけていくためのプロモーション活動を積極的に展開していくことを強く推奨します。単に研究開発を推進し科学的知見を創出するだけでは、いかに科学的に優れた客観的根拠であったとしても、具体的な政策過程において活用されることは困難です。

そこで、プロジェクトの研究開発内容に対する深い見識を有するとともに、成果の受け手となる政策当局や担当者に対する幅広いネットワークを持ち、ステークホルダーのニーズや実際の政策環境に対する深い洞察力を有した「研究マネージャー」（リサーチ・アドミニストレーターやコーディネーターなど）を研究開発実施体制における主要な役割（研究開発実施者を含む）として位置づけ、将来的な政策形成に向けて、研究開発成果のクオリティ・コントロールやコンサルティング、ステークホルダーとの合意形成、成果のプロモーションなどを行う人材を体制として組み込んでいく提案を歓迎します。

(3) 研究開発推進における共創の取り組み

プログラム運営においては、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハンズオン型のマネジメントを実施しています。

本研究開発プログラムは SciREX 事業の一環として、SciREX 事業の実施機関をはじめとする関係者と緊密な連携を図りつつ進めます。また、プロジェクトの進捗や状況に応じた、適切な段階での政策担当者やステークホルダーとの対話や協働、プロジェクトを横断・俯瞰する議論、成果の発信などを関係機関と連携して取り組みます。また、本研究開発プログラムにおいて、過去に終了したプロジェクトや RISTEX における他の領域・プログラムなどで採択されているプロジェクトなどとの知見の共有や協働を促すこともあります。

採択されたすべてのプロジェクトには、これらの「共創」の取り組みへの参画を求めます。このような点において、本研究開発プログラムは一般的な補助金制度による助成とは異なりますので、ご理解のうえでご応募ください。これは、個々の研究開発活動に大きな負荷をかけるものではありません。柔軟なプログラム運営によって、研究開発の円滑化、効率化を図るとともに、採択したプロジェクト間の相互作用を促進する交流・連携の場やネットワーク形成など、一般的な個々の研究開発プロジェクトでは得られない機会を提供します。

第 3 章 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み

3.1 プログラムの目標

「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」(SciREX 事業)の方針に基づき³、JST RISTEX では、公募型研究開発プログラム「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」を推進します。客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、政策二ーズも踏まえつつ、政策の形成・執行・評価に係る実践に将来的につながりうる成果の創出を目指した研究開発を公募により推進します。本研究開発プログラムの実施を通じて、政策形成・執行・評価の実践に将来的につながりうる、新たな発想に基づく研究開発成果の創出を目指します。

プログラムの実施に当たっては、公募を通じて「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と、人材ネットワークの拡大に資することを目標とします。また、研究開発の推進に当たっては、SciREX センターを中心とした SciREX コミュニティ全体と密に連携して進めていきます。

3.2 今年度に対象とする研究開発

以下の枠組みにおける研究開発提案を募集します。

(「第 2 章 募集・選考に当たったのプログラム総括の考え方」(10～21 ページ)、

「4.8 選考に当たったの主な評価項目」(35～36 ページ) もご確認ください。)

- ① 国や地方公共団体の政策形成プロセスおよび大学・シンクタンク・企業・NPO・市民など幅広い主体における政策形成に関わる取り組みなど、いずれでも構いませんが、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策形成の実践に将来的につながりうる研究開発を対象とします。政策形成に資するエビデンスの創出やその利活用の在り方を考えるうえで有意義であり、特に、実際の政策二ーズを踏まえつつ、政策のための科学としての新たな発想に基づく指標や手法の開発、制度設計に資する方法論の提案など、オリジナリティのある提案を求めます。
- ② 政策に具体的貢献ができるような成果の創出や行政官と研究者が共進化することを念頭においた提案を推奨します。一方、特定の事例や課題の解決に取り組むもので、政策二ーズが考慮されていない提案や、科学技術イノベーション政策形成に資する成果としての汎用化を想定していない提案は、本公募では推奨されません。

³ 詳細は、第 10 章「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業 (SciREX 事業) 基本方針(平成 31 年 3 月 29 日改訂)」(96～106 ページ) をご参照ください。

- ③ 「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点からみて、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明確である提案を推奨します。
- ④ 研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に「**誰に、何を**」与えるのか（どのように寄与しうるのか）が構想されている提案を求めます。
(研究開発プロジェクトの活動として、政策実装まで組み込まれている必要はありません。)

3.3 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ

詳細は「2.2 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」をご覧ください。

- (1) 戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策の提案
- (2) 研究開発と政策形成の架橋に関する提案
- (3) 既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する提案
- (4) 研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する提案
- (5) 科学技術イノベーション政策の社会的インパクト評価に関する提案
- (6) 政策形成に向けたオープンデータの利活用等に関する提案
- (7) 公正かつ責任ある研究活動を実践するためのガバナンスの在り方等に関する提案

3.4 研究開発期間・規模

◇ 研究開発実施期間

最大 3 年 6 か月間（2020 年 10 月～2024 年 3 月）

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

◇ 研究開発費（直接経費）

1 プロジェクト 400～600 万円程度／年（初年度は 200～300 万円程度／6 か月）

研究開発費については、プロジェクトの進捗などに応じて適宜、適正化を図ります。

◇ 採択予定件数

5 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

3.5 提案および研究開発実施に当たっての留意事項

本研究開発プログラムでは、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが、研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハズオン型のマネジメントを実施します。また、SciREX 事業の一環として実施する研究開発プログラムであり、関係機関などとの連携のもとに推進します。以下に記載する本プログラムの推進方法および「第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について」について了解したうえで提案してください。

3.5.1 研究開発プログラムのマネジメント

RISTEX は、以下のような体制や方法で本研究開発プログラムを運営します。

- ① プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行います。
- ② 総括に対し専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置きます。
- ③ 総括、プログラムアドバイザー、プログラム担当が一体となり、研究開発プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施など）を行います。
- ④ 総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行います。
- ⑤ プログラムの運営に当たっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、SciREX の事業方針や進捗状況に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していきます。
- ⑥ プログラムの運営においては、特に、採択した研究開発プロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、研究開発プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラムサロンなど）を積極的に行います。また、研究開発成果のアウトリーチ活動（成果報告会や Web 等での情報発信など）も実施します。

なお、上記のマネジメントに際しては、SciREX 事業および RISTEX における本プログラムの役割・位置づけなどを踏まえ、SciREX 事業および RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本プログラムの進捗状況や成果に関する情報共有を図ります。

3.5.2 研究開発の評価

RISTEX は、研究開発プログラムおよび研究開発プロジェクトを対象とした評価を行います。

- (1) 研究開発プログラムの評価

- ・ SciREX 事業の基本方針に基づき、今後適切な時期に実施される事業全体についての評価にあわせて、研究開発プログラムの評価を実施します。

(2) 研究開発プロジェクトの評価

- ・ 応募提案は、総括がプログラムアドバイザーなどの協力を得て選考を行います。その選考結果に基づいて、RISTEX は実施する研究開発プロジェクトを選定します（事前評価）。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了後に、総括がプログラムアドバイザーなどの協力を得て、事後評価を実施します。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行います。

3.5.3 その他

- ① 得られた研究開発成果を、現実の政策形成プロセスにおいて積極的に活用していくことを目指す SciREX 事業においては、社会や行政からのニーズを適時的確に事業の設計・運営に反映させるとともに、重点課題に基づく研究開発の推進に当たって、政策当局をはじめとした関係者との緊密な連携を図っていくことが重要と考えています。本研究開発プログラムにおいても、SciREX 事業の他のプログラムや関係機関との連携のもと、採択された各研究開発プロジェクトの進捗や状況に応じた適切な段階での政策担当者などとの協働、プログラム全体の成果の集約・構造化および発信の取り組みへの参画が求められています。
- ② 日本における科学技術イノベーション政策のための科学に関する研究分野は、諸外国に比して研究者の層が十分に厚いとは言えない状況にあります。研究開発プロジェクトの公募やネットワーク構築の取り組みなどにより、関連する学際的研究体制において研究者の層を広げていくことが重要と考えます。このため、若手の登用や、新分野からのチャレンジなどの新規参入拡大に積極的に取り組みます。
- ③ 研究開発成果は社会の共有資産として、国の行政機関での利用をはじめ、地方公共団体、教育研究機関、メディアなど、多様な主体において利用されることが期待されています。このため、特に研究開発の過程でデータ類を作製する場合には、研究開発実施期間または終了後に、それらのデータが SciREX 事業の「データ・情報基盤」などにおいて集約されることが想定されています。
- ④ 文部科学省が定めた SciREX 事業の基本方針においては、SciREX 事業の各拠点・関係機関間の一層の連携強化と政策形成の実践のための研究開発推進が求められます。ただし、新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資する本研究開発プログラムにおいて、重点課題に基づ

く研究プロジェクト（共進化プロジェクト）の実施に直接的に関わる者は、募集・選考の対象外となることがあります。



参考： SciREX 事業の構成と実施機関

第4章 公募・選考

4.1 公募期間・選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下の通りです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。他の領域・プログラムとは募集期限日が異なりますので、ご注意ください。

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます(「4.6 応募方法」参照)。紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。募集期間間際はe-Radが混雑するため、提案書の作成環境によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分とって応募を完了してください。また、募集期限時刻以降のe-Radを通じた提案の取下げ処理はできません。募集期限までにe-Radを通じた応募手続きが完了していない提案については、いかなる理由があっても審査の対象としません。

また、所属・役職についてe-Radの記載と提案書本文の記載を統一してください。e-Radにアップロードされた提案書に審査を困難とする不備がある場合は、不受理としますので、ご注意ください。「審査を困難とする不備」とは、提案書各様式の抜け、査読を困難とする文字化け、提案書記載項目の重大な記入漏れ等を指します。

なお、JSTは、提案の受理・不受理を問わず、募集締切時刻までに発生する提案書の不備についての一切の責任を負いません。従って、募集締切時刻までに、JSTは提案者に事前確認のうえでの提案書の訂正または提案者に対する訂正依頼行為の一切を行わないことにつき、予めご承知おきください。

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 募集開始 | <u>4月3日(金)</u> |
| (一次) 提案書受付期限(※) | <u>4月24日(金) 12:00</u> |
| (一次) 書類選考の結果通知 | 5月中下旬 |
| (二次) 提案書受付期限 | 6月上中旬 |
| (二次) 書類選考の結果通知 | 7月上中旬 |
| 面接選考会 | 7月19日(日)(予定) |
| 面談(採択条件の説明) | 7月最終週~8月上旬(予定) |
| 選考結果の通知・発表 | 9月~10月(予定) |
| 研究開発の開始 | 10月1日(木)(予定) |

※府省共通研究開発管理システム(e-Rad)での受付期限日時です。

4.2 研究開発期間

最大 3 年 6 か月間（2020 年 10 月～2024 年 3 月）

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

4.3 研究開発費（直接経費）

1 プロジェクト 400～600 万円程度／年（初年度は 200～300 万円程度／6 か月）

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

研究開発費については、選考を通じて査定を受けます。また研究開発プロジェクトの進捗等に応じて適宜、適正化を図ります。詳しくは「5.5 研究開発費」をご参照ください。

4.4 採択予定課題数

5 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

4.5 応募要件

4.5.1 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

※採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、研究提案書の不受理ないし不採択とします。

※応募要件は、採択された場合、当該研究開発課題の全研究期間中、維持される必要があります。

研究期間の途上で要件が満たされなくなった場合、原則として当該研究開発課題の全体ないし一部を中止（早期終了）します。

また、応募に際しては、本項に加え、「第 6 章 応募に際しての注意事項」に記載されている内容をご理解のうえ、ご応募ください。

4.5.2 研究倫理教育に関するプログラムについて

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」や「第 8 章 提案公募 Q&A」をご参照ください。

4.5.3 重複応募について

- (1) 1 人の方が研究代表者として応募できる提案は、1 件のみです。
- (2) 「SDGs の達成に向けた共創的研究開発プログラム」、「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」、令和 2 年度に発足する戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の領域・プログラム（予定）に重複して応募することはできません。
- (3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募することができません（当該研究開発の実施期間が 2020 年度以内に終了する場合を除く）。

※他の戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ、ACT-X）と重複して応募することはできます。

※重点課題に基づく研究プロジェクト（共進化プロジェクト）の実施に直接的に関わる者は、募集・選考の対象外となることがあります。

4.5.4 提案者の要件

- a. 実施者（数名～10 名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること。

なお、以下に該当する方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
 - ・現在、特定の機関に所属していない、または海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
 - ・現在、海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関において研究開発プロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ※「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、

公益法人、企業、地方公共団体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「5.8 実施機関等の責務等」をご参照ください。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理および研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

c. 研究開発プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等」をご参照ください。例えば、研究開発プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案期限までに修了していること。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

e. 応募に当たって、以下の 4 点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容を理解し、遵守すること。

- ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。

- ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ 上記は e-Rad の応募情報入力画面で、確認していただきます。

4.5.5 実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施するうえで、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「5.8 実施機関等の責務等」に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

4.6 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。
紙媒体（郵送、宅配便、持ち込みなど）及び電子メールによる応募受け付けはできません。

詳細は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、e-Rad ポータルサイトもご参照ください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

(2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいたうえで、「第 9 章 提案書の記載要領」の説明を参考に記入してください。専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

(3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

4.7 選考方法

4.7.1 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「4.8 選考に当たっての主な評価項目」（35～36 ページ）を基に総合的に判断します。

- (1) 一次選考： 指定の様式（「第 9 章 提案書の記載要領」（92～95 ページ））によるコンセプト提案（概要版）を受け付け、評価者による書類選考を行います。その結果、書類選考（二次）の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、二次選考用の提案書様式（詳述版）等についてお知らせします。
- (2) 二次選考： 二次選考用の提案書に基づく書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面等で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。
- (3) 面接選考： 面接選考では、提案者（研究代表者）に研究開発プロジェクトの構想を説明していただきます。
- (4) 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者（研究代表者）に通知します。
- (5) 選考スケジュールは「4.1 公募期間・選考スケジュール」を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ウェブサイトにて随時お知らせします。
- (6) 上記の他、JST から連絡を行う場合がありますので、e-Rad に登録された電子メールアドレスや電話番号等について、受着信の可能な状態に設定してください。

4.7.2 選考体制と利益相反マネジメントの実施

選考は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及び実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビューアの協力を得ることがあります。

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者に係る利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等がある場合は、提案書の備考欄に具体的に記載してください。

- a. 提案者と親族関係にある者。
- b. 提案者と大学、国立研究開発法人等の実施機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクトの中での研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 研究代表者に係る利益相反マネジメント

研究代表者が「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者（実施者）を主たる実施者とする提案を行い、「研究代表者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、研究代表者と「研究代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「研究代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する機関をいいます。なお、a 及び b については研究代表者のみではなく、研究代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. 研究代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. 研究代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 研究代表者が株式を保有している機関。
- d. 研究代表者が実施料収入を得ている機関。

「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点からの評価を実施します。

そのため、「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者を主たる実施者とする場合、提案書の備考欄にて「研究代表者に関係する機関」に所属する研究者が主たる実施者に含まれていることを申告してください。

なお、研究代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST に係る利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を実施機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について評価します。

そのため、JST の出資先企業を実施機関とする場合、提案書の備考欄にて出資先企業が実施機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST に係る利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

4.8 選考に当たっての主な評価項目

選考に当たっては、以下のような観点を重視しながら（「第 2 章 募集・選考に当たってのプログラム総括の考え方（10～21 ページ）」および「第 3 章 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み」（22～26 ページ））、客観的根拠に基づく政策形成プロセスの実現に対するインパクトや本研究開発プログラムの目標達成に向けた必要性、テーマ間のバランスを含め、総合的に検討したうえで判断し、採択提案を決定します。

〈研究開発構想〉

- ①客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与する研究開発構想としての新規性、独創性がある。
- ②関連する国内外の研究開発や SciREX 事業における研究開発など、類似の取組の動向を整理したうえで研究開発プロジェクトの意義が述べられ、オリジナリティのある提案となっている。

〈創出しようとする成果〉

- ③本プログラムにおいて「提案が期待されるテーマ」との関係性が明らかにされている。
- ④「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明らかにされている。
- ⑤提案する研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、最終的に「誰に、何を」与えるのか（どのように寄与しうるのか）が構想されている。

〈計画〉

- ⑥成果の創出に向けて必要な方法論や研究体制が検討され、目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている。
- ⑦研究開発プロジェクトの目標の達成に向けて、スケジュール（マイルストーンや PDCA 等のプロセス）が適切に設定されている。

〈研究開発費、研究開発実施体制の妥当性〉

- ⑧提案する研究開発プロジェクト構想に対して、その予算規模や期間、研究開発実施体制が適切である。

〈提案者（研究代表者）〉

- ⑨提案者（研究代表者）が計画を推進するうえで熱意と責任をもって研究開発を遂行できる。

※その他の加点要素として、下記の点についても評価の対象とします。

- ⑩国際的な視点から、国内外の研究動向の中に提案される研究開発プロジェクトを位置づけたうえで、国際的にも有意義な成果の発信が期待できる。
- ⑪新規参入等コミュニティの拡大や人材育成（若手研究者の参加・活躍等）が期待できる。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。
詳しくは、「6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

4.9 お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

| | |
|-----------------------|--|
| 募集要項 及び 最新情報 | 社会技術研究開発センター 提案募集ウェブサイト https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/ |
| 募集要項 及び <u>提案書の提出</u> | 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ウェブサイト https://www.e-rad.go.jp/ |

(2) お問い合わせ

| | |
|--|---|
| <u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の作成・提出 に関する手続き等 | JST 社会技術研究開発センター (募集担当) 原則として電子メールでお願いします E-mail : boshu@jst.go.jp Tel. 03-5214-0133 (受付時間 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く) |
| <u>府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について</u> 実施機関・実施者の登録、e-Rad の 操作方法等 | e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く) |

※採否を含む審査状況に関する問い合わせには、一切回答できません。

※提案書受付期限日 (提案締切日) は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

第 5 章 社会技術研究開発における研究開発の推進等について

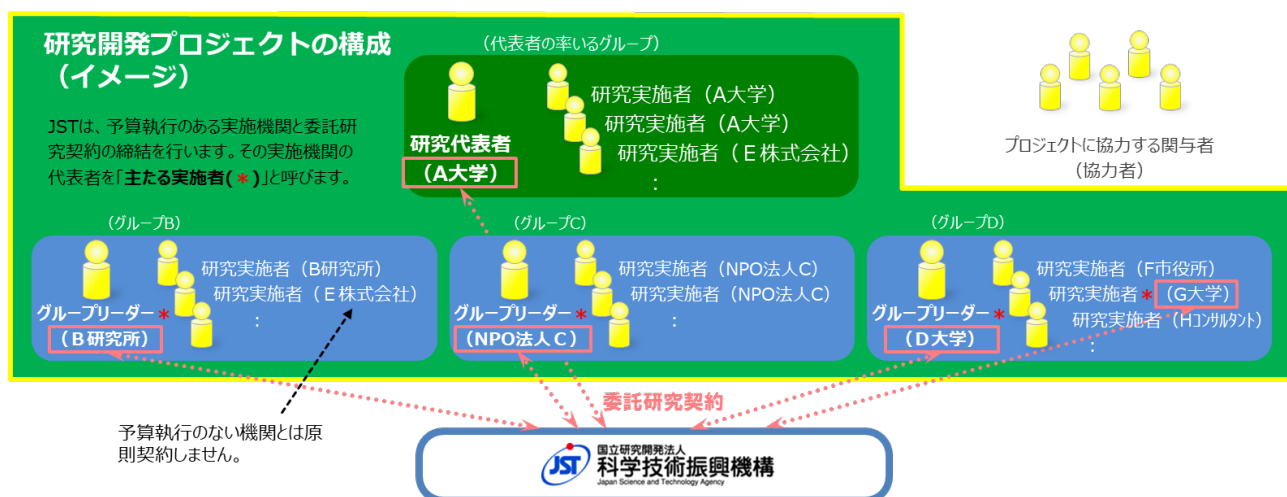
5.1 実施計画

- a. 採択後、研究代表者は、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。なお、提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発計画の策定時に総括の確認、承認を経て決定します。
- b. 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、総括の承認を経て決定します。総括はアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- c. 総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定に当たって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

※研究開発計画で定める研究開発実施体制及び研究開発費は、総括によるプログラムのマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

5.2 実施体制

- a. 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々をプロジェクトのメンバー（数名～10 名程度）として参加させ、適切な実施体制（グループ）を構築していただきます。プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- b. 実施体制を構築するにあたり、グループ毎の役割、担当する研究開発の内容を明確させた上で、研究開発を実施します。
- c. JST は、予算執行を行う実施者（研究代表者、主たる実施者）の所属する機関（実施機関という）と委託研究契約を締結します。
- d. 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



5.3 実施拠点

実施者は実施機関を拠点として研究開発を実施することを原則とします。

5.4 委託研究契約

- 採択後、JST は研究担当者の所属する実施機関との間で委託研究契約を締結します。
- 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「5.8 実施機関等の責務等」をご参照ください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

(補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5.5 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

5.5.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトにおける研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究代表者・主たる実施者および採択後に作成する研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究開発の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費・謝金：[人件費] 本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等（但し、研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費・謝金、[謝金] 講演依頼謝金等
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「6.15 研究設備・機器の共用促進について」をご参照ください。

(注) 研究費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※2）

※2 JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

JST 委託研究契約事務処理説明書

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

文部科学省 府省共通経理取扱区分表

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

5.5.2 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う実施機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日 改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

5.5.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

5.6 評価

(1) 研究開発領域・プログラムの評価

- ・ 研究開発領域・プログラムについては、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施します。

(2) 研究開発プロジェクト等の評価

- ・ 提案は、プログラム総括がプログラムアドバイザー等の協力を得て選考を行います。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施します。

5.7 研究代表者及び主たる実施者の責務等

(1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

(2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。

c. 参画する実施者等に対して、研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。詳しくは、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(3) 研究代表者および実施者は、研究開発上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(eAPRIN(旧名称 CITI))を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、プロジェクトの戦略・進捗状況等を確認する会議（サイトビジット時の実施を想定）やその他評価等への対応など行っていただきます。また、総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また、同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) プログラム活動への参画

プログラムの目標の達成に向けて、JST 主催のプログラム活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行っていただきます。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表していただきます。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JST と実施機関との間の契約及び JST の諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(11) 研究開発領域・プログラムの評価（中間・事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等へ対応していただきます。

5.8 実施機関等の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書、委託研究契約事務処理説明書、研究揮発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究開発の実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 実施機関は、「実施機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- c. 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した

上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

- d. 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 実施機関は、研究開発費の執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

研究開発の成果に係る知的財産権について、JST との契約期間が終了した後にも産業技術力強化法第 17 条に関連した JST への通知や申請といった報告義務は継続されます。実施機関にて適切な管理と報告体制の整備をお願いします。

- g. 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 実施機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研

研究開発プロジェクト中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究開発中止等の措置を行う場合があるほか、研究開発の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。実施機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該実施機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究開発課題に参画しかつ実施機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないように知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲でプロジェクトに参画する実施機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究開発期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

5.9 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参画する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「4.5 応募要件」を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している全ての実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難

(不可能) であること。

- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、委託研究契約書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該機関における研究実施は認められません。
- c. 実施機関は、委託研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究費の支出・管理を行うとともに、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）は適用されません）。これに伴い、知的財産権となり得る発明等がなされた場合には速やかに（10 営業日以内）に JST へ報告する必要があります。

※ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト^{*4}」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が委託研究契約を締結すべきでないとは判断する場合があります。

5.10 その他留意事項

5.10.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（直接経費）により専従雇用されている研究者等が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究開発課題等に「男女共同参画推進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

^{*4} 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

5.10.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、researchmap の ID、パスワードで JREC-IN Portal にログインできる他、JREC-IN Portal の履歴書、業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて、簡単にこれらの書式を作成いただけます。

第 6 章 応募に際しての注意事項

6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（研究提案（代表）者以外については、申請時の受講・修了は必須としません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（1）～（2）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 7 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません（JST が負担します）。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

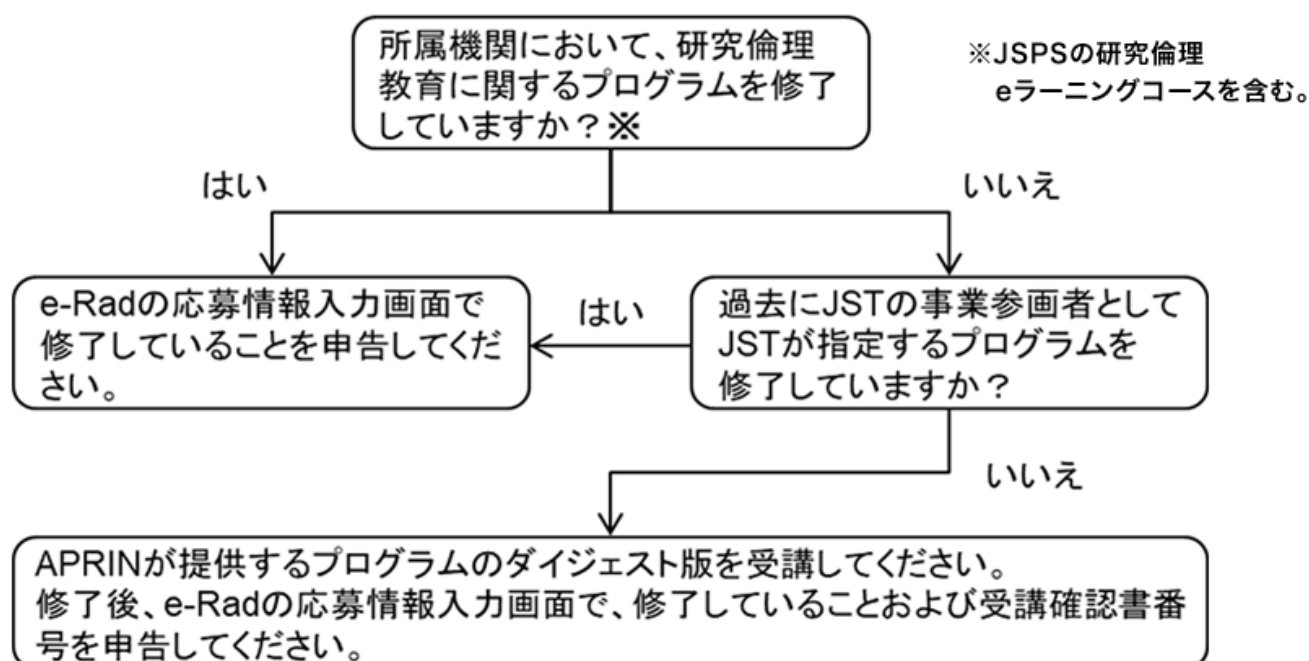
E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター(RISTEX)

E-mail : boshu@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。採択の場合は、原則として全ての研究開発実施者(主たる実施者を含む)に「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただきます。ただし、所属機関や JST の事業等において、既に eAPRIN (旧 CITI) の指定単元を修了している場合を除きます。

6.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金及び提案公募型研究資金（以

下「競争的資金等」といいます。)が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。)の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下「採択の決定の取消し等」といいます。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究開発課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究開発課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究開発課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究開発期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究開発課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

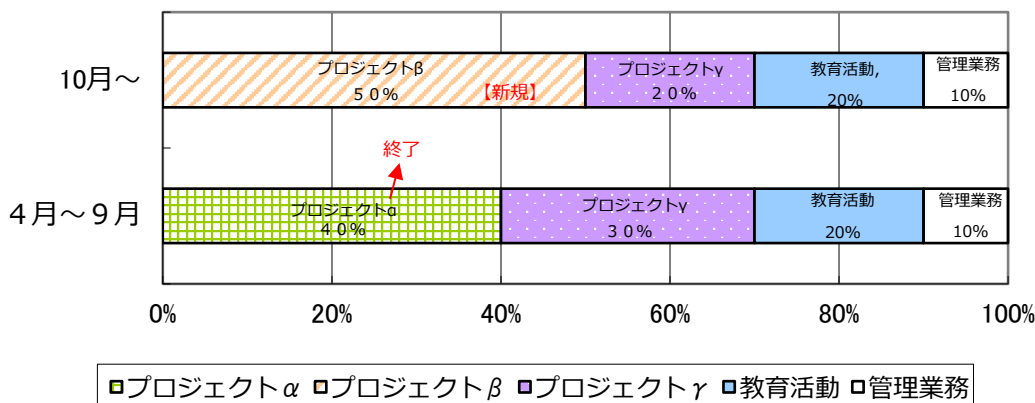
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切られ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

6.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

○ 科学研究費補助金等、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、二次選考に進んだ際、研究提案書（二次選考用）に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフオート等）を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフオート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

○ 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

6.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究開発課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究開発に参加すること、進行中の研究開発課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

| 不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | 応募制限期間※ 3 | |
|---|-------------------|--|-------|
| 不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者※ 1 | 1 個人の利益を得るための私的流用 | 10 年 | |
| | 2 1 以外 | ① 社会への影響が大き く、行為の悪質性も高 いと判断されるもの | 5 年 |
| | | ② ①及び③以外のも の | 2～4 年 |
| | | ③ 社会への影響が小 さく、行為の悪質性も 低いと判断されるもの | 1 年 |
| 偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者 | | 5 年 | |
| 不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者※ 2 | | 善管注意義務を有する研究 者の義務違反の程度に応じ、 上限 2 年、下限 1 年 | |

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

6.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等^{*}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、2020 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2019 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>（競争的資金制度）

提案公募型研究資金制度については、近日公開予定

6.6 関係法令等に違反した場合の措置

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

6.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける実施機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた実施機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告することが必要となります（複数の競争的資金を獲得した実施機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて

報告してください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>) を参照してください。

6.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

6.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

6.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50% (この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円) 以内としています。

6.11 年度末までの研究開発期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 実施機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各実施機関は、これらの対応が、年度末までの研究開発期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

6.12 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針) (平成 22 年 6 月 19 日科学技術

政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(参考)「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

6.13 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等が改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

- ・ ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

6.14 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に独立行政法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

| No. | データの種類 | 公開先 | 公開先 URL |
|-----|---|---------------------|---|
| 1 | 構築した公開用データベースの概要 | Integbio データベースカタログ | https://integbio.jp/dbcatalog/ |
| 2 | 論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物 | 生命科学データベースアーカイブ | https://dbarchive.biosciencedbc.jp/ |
| 3 | 2のうち、ヒトに関するもの | NBDC ヒトデータベース | https://humandbs.biosciencedbc.jp/ |

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

6.15 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成するこ

とを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下「機器共用システム」といいます。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究開発課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究開発課題の研究開発目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 競争的資金における使用ルール等の統一について
(平成 29 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouuruu.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

6.16 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革（審議まとめ）」（平成 27 年 9 月 15 日 中央教育審議会大学分科会）においても、博士課程（後期）学生に対する多様な財源による RA（リサーチ・アシスタント）雇用や TA（ティーチング・アシスタント）の充実を図ること、博士課程（後期）学生の RA 雇用及び TA 雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に見合った適切な設定に努めてください。

6.17 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

6.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発

者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ishukanri03.pdf

6.19 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、実施機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても実施機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

6.20 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
実施機関は、本事業への応募及び研究開発活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、2020 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、

提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究開発活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究開発活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

| 特定不正行為に係る応募制限の対象者 | | 特定不正行為の程度 | 応募制限期間※ | |
|--|---|---|--|------|
| 特定不正行為に関与した者 | 1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 | | 10年 | |
| | 2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者 | 当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの） | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
| | | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
| | | 上記以外の著者 | | 2～3年 |
| | 3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者 | | 2～3年 | |
| 特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者） | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 2～3年 | |
| | | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 1～2年 | |

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、実施機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、実施機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

6.21 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者等は、本事業への研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

6.22 研究提案書記載事項等の情報の取扱いについて

提案時に提出される書類等に含まれる情報は、研究開発課題採択のための審査に利用します。また、研究提案書は、個人が特定されない形で、JST の事業運営に資する研究動向の統計や分析に利用します。提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」その他の観点から、応募内容に関する秘密は厳守します。詳しくは下記ウェブサイトをご参照ください。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000059

また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

6.23 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究開発課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。研究開発課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究開発課題要旨を公表する予定です。

6.24 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

6.25 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお

願います。

6.26 JST からの特許出願について

実施機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、実施機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、実施機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、実施機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

第 7 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について

7.1 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究制度の管理に係る一連のプロセス (応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等) をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発) の頭文字に、Electric (電子) の頭文字を冠したものです。

7.2 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募に当たっての注意事項

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。特に以下の点にご留意ください。

(1) 提案者は、事前に実施機関及び研究者の事前登録が必要です。

詳細は「7.5 (1)」をご参照ください。

(2) e-Rad への情報入力は、募集締切前数日以上の上の余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。

(3) 入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「7.5 (4)」の「■ 応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」 (<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=TE0008>) をご参照ください。

(4) 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。

募集締切までは、提案者自身で提出済みの研究提案を引戻し、再編集する事が可能です。ただし、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引戻し後の再編集、再提出に著しく時間

を要する恐れがあるため、極力避けてください。募集締切後は「引戻し」はできません。詳細は「7.5（5）」の「■ 応募情報状況の確認」「■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。募集締切後は「引戻し」はできません。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

7.3 e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関（研究機関）の事務担当者による登録が必要です。※詳細は 7.5(1)

↓

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。領域等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※詳細は 7.5(2)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 以内）※詳細は 7.5(3)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※詳細は 7.5(4)

↓

(5) 研究開発提案書の提出

提案書をアップロードし、提出します。 ※詳細は 7.5(5)

7.4 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html) を、あらかじめご確認ください。

(2) 問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本章および e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

| | | |
|---|-------------------------------------|---|
| 事業に関する 問い合わせ及び 応募書類の作 成・提出に関す る手続き等に 関する問合わ せ | JST 社会技術研究開発 センター 企画運営室（募集担当） | <原則として電子メールでお願いします> E-mail : boshu@jst.go.jp [募集専用] 電話番号 : 03-5214-0133 [募集専用] 受付時間 : 10 : 00 ~ 12 : 00 ・ 13 : 00 ~ 17 : 00 ※土曜日、日曜日、祝日を除く |
| e-Rad の操作 方法に関する 問い合わせ | e-Rad ヘルプデスク | 0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年 始を除く |

○**本事業の提案募集ウェブページ** : <https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

○e-Rad ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

7.5 具体的な操作方法と注意事項

(1) 実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用に当たっては、応募時までに e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本領域等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。



※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

- ・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- ・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。

その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

3) 上部メニューの
①「新規応募」をクリックした後、表示される②「公開中の公募（新規応募）」をクリック。もしくはクイックメニューの③「新規応募」をクリック。



4) 「検索条件」から簡易検索（“社会技術”や領域・プログラム名など）し、公募名「科学技術イノベーション政策のための科学（2020）」をクリック。



5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「科学技術イノベーション政策のための科学（2020）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「申請様式ファイルのダウンロード」をクリック。

※必ず応募する研究開発領域・プログラム、年度の様式を使用してください。異なる領域・年度の様式では申請できません。

募集要項：

「応募要領ファイル」の「応募要領ファイルのダウンロード」をクリック。



（3）提案書の作成

・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。

・提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。



作成に当たっての注意点

- ・ PDF に変換した提案書の容量は、【5MB 以内】としてください。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。次のような可能性があります。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(4) e-Rad への応募情報入力

ログイン方法、公募の検索方法は、4.2 をご覧ください。

1) 公募の検索

公募名「科学技術イノベーション政策のための科学(2020)」の「応募情報入力」をクリック。



2) 応募条件

注意事項をよくご確認くださいの上、画面右下の「承諾して応募する」をクリック。



■ 応募情報の一時保存・入力の再開について

1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面下部の「一時保存」をクリック。

2) 再開

トップ画面メニュー「一時保存データの入力再開」をクリック。



【応募/採択課題一覧】画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。



検索結果が表示されたら、入力を再開したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。



表示された応募の「編集」ボタンをクリックすると編集画面が表示されます。



3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～④のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。



- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

① 「基本情報」タブ

- ・「基本情報」に提案情報を入力してください。

研究期間（開始）：2020（年度）

研究期間（終了）：（最大）2023（年度）

研究分野（主）／研究の内容：「検索」をクリックし、別画面から応募する提案に該当する研究分野/研究の内容をキーワード検索。

研究分野（主）／キーワード：研究の内容の選択後、自由入力。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000 文字以内とは e-Rad 入力の仕様です）。

・「基本情報-申請書類」から、提案書をアップロードしてください。

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

※参考資料は不要です。提出しないでください。提出されても審査の対象になりません。

| 名称 | 形式 | サイズ | ファイル名 |
|----------|--------------------------|------|-------|
| 応募情報ファイル | [pdf] | 10MB | |
| 参考資料 | [PowerPoint (PPT, PPTX)] | 10MB | |

あと1000文字

アップロード

②「研究経費・研究組織」タブ

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)

| | 上限 | 下限 |
|--------------|--------|--------|
| 直接経費、間接経費の合計 | (設定なし) | (設定なし) |
| 間接経費 | (設定なし) | - |

2.年度別経費内訳 (単位：千円)

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 20 | 合計 |
|------|--------|--------|--------|----|-----|
| 直接経費 | | | | | 0千円 |
| 間接経費 | | | | | 0千円 |
| 合計 | 0千円 | 0千円 | 0千円 | | 0千円 |

・「研究経費」の2.年度別経費内訳を入力してください。

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも2020年度から終了年度（最大で2023年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の30%以内です。

- ・「研究組織」の 2.研究組織情報の登録を入力してください。

研究組織

1. 申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

（単位：千円）

| | 初年度の申請額 | 研究者ごとの金額合計 | 差額 |
|------|---------|------------|-----|
| 直接経費 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |
| 間接経費 | 0千円 | 0千円 | 0千円 |

2. 研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加 選択行の削除

| 研究者 を検索 | 研究者番号 氏名 | 研究機関 部局 職/職階 必須 | 専門分野 学位 役割分担 必須 | 直接経費 間接経費 (千円) 必須 | エフ ォ ー ト (%) 必須 | 閲覧・ 編集権限 | 削除 | 移動 |
|------------|---|-------------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------------|-------------|----|----|
| | 代表者 10000142 基礎研 市ヶ谷 (キソケン イチ カヤ) | 独立行政法人科学技術振興 研究部 主管/その他 | なし | 0千円 0千円 | | | | |

行の追加 選択行の削除

研究代表者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要（欄の追加はしないでください）、予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度（2020年度）の額（「研究経費」の 2.年度別経費内訳の 2020 年度と同じ額）を記入してください。

※研究組織内の連絡事項は登録不要です。

実施者（研究者）情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

③「個別項目」タブ

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

・「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な、住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。

The screenshot shows the '個別項目' (Individual Items) tab of the e-Rad application form. The tab is highlighted with a red box. The form contains several fields with '必須' (Required) labels and radio button options for affiliation and contact information.

| 基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況 |
|------------------------|-----------|--|---------|
| 研究代表者所属区分 ? | 必須 | <input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 独法（国立研究開発法人含む） <input type="radio"/> 公益 <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> NPO <input type="radio"/> その他 | |
| 研究代表者連絡先区分 ? | 必須 | <input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> その他 | |
| 研究代表者連絡先郵便番号（半角） | 必須 | <input type="text"/> | |
| 研究代表者連絡先住所 ? | 必須 | <input type="text"/> | |
| 研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名 ? | 必須 | <input type="text"/> | |
| 研究代表者連絡先電話番号（半角） | 必須 | <input type="text"/> | |

・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。

・[確認] と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。

・研究倫理教育に関するプログラムについては募集要項の「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

・eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している場合は、必ず受講確認書番号を入力してください。

④「応募・受入情報」タブ

作業不要です。

（5）研究開発提案書の提出

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面右下の「入力内容の確認」をクリックしてください。



e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが赤色表示されます。メッセージに従って修正してください。

入力情報を確認し、画面右下「この内容で提出」をクリックすると注意のウィンドウが表示されます。OK をクリックすると、「応募申請を受け付けました。」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 応募情報状況の確認

トップ画面メニュー「提出済の課題」をクリック。

[応募/採択課題一覧] 画面で、検索条件を入力し「検索」をクリック。



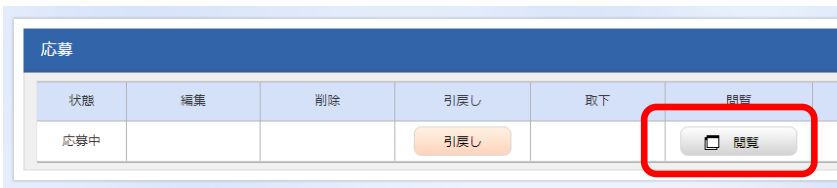
【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索。
検索条件を入力せずに検索すると、応募/採択課題が全件表示されます。



正常に提出されていれば、「申請の種類 (ステータス)」が「配分機関処理中」と表示されます (e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります)。
募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにもかかわらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

検索結果が表示されたら、情報を確認したい課題の「申請可能な手続きへ」をクリック。

表示された応募の「閲覧」ボタンをクリックすると確認画面が表示されます。確認が終わったら、「閉じる」ボタンをクリックして画面を閉じます。



■ 研究提案の JST による受理

募集締切後、研究提案を JST が受理すると、「申請の種類 (ステータス)」が「受理済」に変わります。「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

| | | |
|-----|-----|-----|
| 応募済 | 受理済 | 申請済 |
|-----|-----|-----|

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切までは、研究提案を引戻して修正することができます。

※ **募集締切後は「引戻し」はできません。**

1) 上部メニューの①「提出済の課題」をクリックした後、表示される②「課題一覧」をクリック。



2) 「申請可能な手続きへ」をクリック。

検索結果

| 課題年度 (西暦) | 課題ID | 公募名 研究開発課題名 | 応募番号 採択番号 | 研究機関名 研究代表者 | 課題の 状態 | 申請の種 類 (ステータ ス) | 編集/各種申請、 実績報告 |
|-----------|--------------|--------------------------------|---------------|-------------------------------|-----------|--------------------------|------------------|
| 2018 | 180063 21 | H30CREST「××と△ △」(総括名) 見本 | 18006321 - | 独立行政法人科学技術 振興機構 基礎研 市ヶ谷 | 応募中 | 配分機関 処理中 申請中 | 申請可能な 手続きへ |

3) 応募/採択課題の各種手続き画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

応募/採択課題の各種手続

課題のステータスに応じて、各種手続を行います。

| | |
|------------|------------------------------|
| 年度 | 2018年度 |
| 事業名 | 戦略的創造研究推進事業 (さがが内) 「××と△△」領域 |
| 公募名 | H30CREST「××と△△」(総括名) |
| 課題ID | 18006321 |
| 採択番号 | - |
| 研究開発課題名 | 見本 |
| 状態 (ステータス) | 課題状態 応募中 |
| ステータス履歴開示 | 申請状態 申請中 |

| 状態 | 編集 | 削除 | 引戻し | 取下 | 閲覧 | 修正依頼 |
|-----|----|----|-----|----|----|------|
| 応募中 | | | 引戻し | | 閲覧 | |

第 8 章 提案公募 Q&A

■ 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定いたしません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認められませんのでご注意ください。詳細は、「6.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を参照してください。

(受講確認書番号の申告について)

Q eAPRIN (旧 CITI) ダイジェストを修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。

A クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) が表記されています

受講確認書
JST申請用

Confirmation Report

下記の単元を受講し、合格点を取得しました
Took the following lesson and passed.

単元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト/< Digest Version >
Responsible Conduct of Research_RCR

受講日(Passed on): 2019/06/13

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930269ARD ←受講確認書番号

氏名(FULL NAME): 栄富林 花子

機関名(ORGANIZATION): APRIN大学

部局名(DEPARTMENT): 理工学部

メールアドレス(Mail Address): aprinhanako@xxx.ac.jp

一般財団法人 公正研究推進協会
Association for promotion of Research integrity

Q 昨年度（または今年度）に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了したが、もう一度受講する必要がありますか。

A 再度受講する必要はありません。なお、その際に発行された受講確認書番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。

（eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版の英語版について）

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を英語版の受講をお願いします。

※「eAPRIN」は、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)によって運営されている e ラーニングプログラムであり、2018 年 10 月 1 日より、「CITI Japan」から「eAPRIN（イー・エイプリン）」に名称が変更されました。

■ その他

（提案者の要件）

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制を構築し、研究開発プロジェクトを推進できることが求められます。

（重複応募）

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域・プログラムへの応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを 1 件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「5.8 実施機関の責務等」もよくお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で用途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

- ・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・ JST（総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%及び 500 万円を超えるとき

は JST（総括）の事前承認が必要

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんのでご注意ください。

（間接経費について）

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1)管理部門に係る経費

－ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2)研究部門に係る経費

－ 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－ 特許関連経費

－ 研究棟の整備、維持及び運営経費

－ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－ 設備の整備、維持及び運営経費

－ ネットワークの整備、維持及び運営経費

- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
 - 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - 図書館の整備、維持及び運営経費
 - ほ場の整備、維持及び運営経費
- 等

3)その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
 - 広報事業に係る経費
- 等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告してください。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593>) を参照してください。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の委託研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。

(注) 委託研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では委託研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に委託研究契約を締結します。

((主たる実施者/グループリーダー) 定義や違いについて)

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」と「グループリーダー」の違いは以下のとおりです。

主たる実施者：

JST は研究機関と個別に研究契約を締結契約し研究開発費を支出しますが、研究機関を代表する実施者を「主たる実施者」と呼びます。研究機関ごとに 1 名の「主たる実施者」を定めま

す。

グループリーダー：

研究開発プロジェクトは複数のグループにより構成されます。それぞれのグループを代表する実施者を「グループリーダー」と呼びます。グループごとに 1 名の「グループリーダー」がいることとなります。

従って、複数の研究機関によりグループが構成されるなどの場合は、「主たる実施者」と「グループリーダー」が必ずしも一致しません。

((主たる実施者/グループリーダー) e-Rad について)

Q e-Rad に研究代表者以外に誰を登録する必要がありますか。

A 主たる実施者 (グループリーダー) を登録してください。なお、実施者の登録は不要です。

((主たる実施者/グループリーダー) e-Rad について)

Q 主たる実施者 (グループリーダー) は研究者番号を持っていませんが、大丈夫でしょうか。

A 提案時に主たる実施者 (グループリーダー) の研究者番号は不要です。

(年度末までの研究開発期間 (研究開発実施) の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A JST においては、実施者が年度末一杯まで研究開発を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】とする。

※各実施機関は、上記対応が、年度末までの研究開発期間 (研究開発実施) の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q RISTEX の他の領域・プログラムの昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ウェブサイトをご覧ください。

科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1395/index.html>

S D G s の達成に向けた共創的研究開発プログラム

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1404/index.html>

社会技術研究開発センター提案募集

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

第 9 章 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクトの提案書の作成をお願いします。予算規模や研究開発期間等については、「4.2」「4.3」をご参照ください。

※表紙および様式 1（一次選考用）について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。

※専門用語の多用を避け、一般的にわかりやすい表現にする等、評価者にとり読みやすいものとなるようご配慮ください。

※文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

※指定様式以外の資料をご提出いただいても審査の対象にはなりません。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
研究開発プロジェクト提案書【表紙】

| | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------|-------|--------------|
| プログラム名 | 科学技術イノベーション政策のための科学 | | |
| プロジェクト名 | 副題はつけないでください。 | | |
| 研究開発期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 ヶ月） ※最大3年6ヶ月 | | |
| 総研究開発費 (直接経費) | _____ 百万円 ※小数点以下第1位まで | | |
| 研究代表者 氏名 | (フリガナ) | | 生年月日 (西暦) |
| | (漢字等) | | |
| 19 年 月 日 (歳) (2020年4月1日現在) | | | |
| 所属研究機関 | | | |
| 住所 | 〒 | | |
| 電話番号 | | | |
| E-mail | | F A X | |
| 部局 | | | |
| 職名 | | | |
| 研究者番号 | | | |
| 連絡先 | (所属機関 ・ その他) 通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。 | | |
| 連絡先 住所 | 上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください。 | | |
| | 〒 | | |
| 電話番号 | | | |
| E-mail | | F A X | |
| 緊急連絡先 (携帯電話等) | | | |
| 備考 | | | |

【様式 1】 研究開発プロジェクト概要（一次選考用）

- ※ 様式 1 全体で【A 4 用紙 2 ページ以内】で、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。2 ページに収まる範囲であれば、図や表を用いても構いません。
- ※ 本様式のページ設定（フォントサイズ、余白、スタイル設定等）は原則として変更しないでください。
- ※ 一次提案においては、構想段階の内容でも構いません。目指すものや構想の全体像を、分かりやすく記載してください。二次提案においては、より具体的な研究開発の実施構想等をご提出いただきます。

| | |
|-------------------------|--|
| プロジェクト名 | |
| フリガナ 研究代表者氏名 | |
| 該当する テーマ (該当以外削除) | <p>(1) 戦略的なダウンサイジングに向けた課題の抽出と対応策の提案</p> <p>(2) 研究開発と政策形成の架橋に関する提案</p> <p>(3) 既存技術の社会化・制度化の促進と受容に関する提案</p> <p>(4) 研究開発プログラムの設計・マネジメント・評価に関する提案</p> <p>(5) 科学技術イノベーション政策の社会的インパクト評価に関する提案</p> <p>(6) 政策形成に向けたオープンデータの利活用等に関する提案</p> <p>(7) 公正かつ責任ある研究活動を実践するためのガバナンスの在り方等に関する提案</p> <p>(8) その他（上記 7 つに該当しない）</p> <p>※ 「2.2 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」（12～20 ページ）に記載されている 7 つのテーマのうち、<u>該当するテーマだけを残して、他は削除してください。</u>（複数可）（該当しない場合、「その他」を残してください）</p> |
| キーワード | <p>※研究開発内容を端的に表すキーワードを、<u>3～5 つ以内</u>で自由に記載してください</p> <p>あいうえお</p> |

1. 対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か

- ※1 研究開発プロジェクトが対象とする具体的な政策や制度、社会の仕組み、政策形成プロセス等とその問題点について、現状や背景等も踏まえ、簡潔に記載してください。
- ※2 記載に当たっては、特にどのような社会変化に起因する課題であるのか、わかるように説明してください。

2. 「科学技術イノベーション政策のための科学」としての Research・Question

- ※1 「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけや Research・Question を具体的かつ明確に、またその新規性および妥当性がわかるように記載してください。
- ※2 募集要項「2.2 募集・選考に当たって提案が期待されるテーマ」（12～20 ページ）との関係性について、簡潔に説明してく

ださい。

3. 創出しようとする成果は、将来的に「誰に、何を」与えることを目指すのか

※1 提案する研究開発プロジェクトを通じて、①「どのような成果」を創出し、② 将来的に「誰（どのような組織や人の行動や判断）」に対して、③「何（どのような影響を与えようとするのか、あるいは寄与しようとするのか）」を与えるのか、その構想を説明してください。

※2 創出される成果が、上記「1. 対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か」に関するステークホルダー（政策担当者等）のどのようなニーズに応えるものであるのかを具体的に説明してください。

4. 研究開発のプロセスと実施体制

※1 どのような方法やアプローチを取り、またどのような研究開発実施体制で取り組むのか（提案する研究開発プロジェクト以外の連携も含め）、可能な限り具体的に記載してください。提案時点で了承等が得られていない場合はその見通しで構いません。

※2 研究開発実施者または研究協力者に、上記「1. 対象とする政策や政策形成プロセスおよびその課題は何か」に関するステークホルダー（政策担当者等）を含む場合には、プロジェクトにおける当該メンバーの位置づけと役割を記載するとともに、協働や連携の意義について説明してください。

5. アピールポイント

※「科学技術イノベーション政策のための科学」としての新規性、独創性、国際的優位性、コミュニティの拡大効果など、特筆すべき点があれば記載してください。

第 10 章 参考資料

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX 事業） 基本方針

平成 28 年 3 月 31 日作成

平成 31 年 3 月 29 日改訂

文部科学省科学技術・学術政策局

1 事業の背景及び経緯

社会経済のグローバル化、先進諸国の少子高齢化・労働人口減少と途上国の急激な人口増加、エネルギー・水・食料等の資源の逼迫、地球環境問題、感染症・テロ問題など、複雑かつ多様な課題が顕在化し、また、潜在的な課題も想定される現代社会において、そのような課題の解決のための科学技術イノベーションへの期待が高まっている。また、限られた資源の下で効率的に科学技術イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、その課題と、そして科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析するとともに、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的な政策形成が求められる。

平成 7 年に制定された科学技術基本法の規定により策定された科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、科学技術振興のための政府研究開発投資が行われるとともに、科学技術と社会との関係が強く意識されるようになってきた。また、マーバーガー前米国大統領補佐官の提唱に基づく米国の SciSIP プログラムや欧州におけるホライゾン・スキャンニング、テクノロジーアセスメント等の取組も行われてきた。

このような背景の下、平成 23 年に科学技術振興機構研究開発戦略センター（以下「CRDS」という。）は、戦略プロポーザル“エビデンスに基づく政策形成のための「科学技術イノベーション政策の科学」の構築”をとりまとめるとともに、第 4 期基本計画において、「科学技術イノベーション政策のための科学」の推進が明記された。これらの状況を受け、平成 23 年度に SciREX 事業が開始されたところである。

平成 26 年度には、SciREX 事業の進展に伴い、事業全体を一層効果的かつ強力に推進する観点から行われた体制の見直しにより、中核的拠点機能を置き、その核となる科学技術イノベーション政策研究センター（以下「SciREX センター」という。）を政策研究大学院大学に設置した。

さらに平成 27 年度には、SciREX 事業についての中間評価が行われ、事業推進に当たっての課題も

指摘された。これらの指摘を受け、平成 27 年 12 月 21 日に開催された「科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会」において、「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業の今後の推進方策について」（以下「アクションプラン」という。）が定められた。

また、平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された第 5 期基本計画においては、「第 7 章 科学技術イノベーションの推進機能の強化」において、「客観的根拠に基づく政策の企画立案、評価、政策への反映等を進めることにより、実効性のある科学技術イノベーション政策を推進していく」旨が明記され、あわせて、「第 6 章 科学技術イノベーションと社会の関係深化」において、「共創的科学技術イノベーションの推進」のためのステイクホルダーの対話・協働・共創等が示されたところである。SciREX 事業は、これらに対し、科学技術・学術政策研究所（以下「NISTEP」という。）や CRDS といった公的シンクタンク等と共に、エビデンスに基づく政策形成の一翼を担う責務がある。

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業基本方針（以下「基本方針」という。）は、上記の状況を受け、平成 28 年度からの当面 5 年間をめどとした事業の実行に当たり、事業の推進方策等の基本的な方針を定めるものである。

2 事業の目的及び目標

（1）事業の目的

本事業の推進に当たっては、科学としての「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化が不可欠であり、両者を車の両輪として推進し、共進化を図っていく。

「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化に当たっては、自然科学のみならず、人文社会科学を含む幅広い研究分野の領域を超えた融合が必要であり、このため、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野の発展により、各分野の研究者や政策担当者など、幅広い人材が連携する「開かれた場」を構築する。これは、「政策のための科学」の科学的方法論の開発や提示等で終わるものではなく、その成果が政策形成の実践の場で活用できるものを目指す。「科学技術イノベーション政策のための科学」は、科学としての論理の構築に伴う分析的側面と、そこで得られた分析結果等を用いて科学技術イノベーション政策を形成する設計的側面の 2 つの側面を持っており、それらを両方行うことで、「科学技術イノベーション政策のための科学」が深化していくものであることに留意しなければならない。

一方、「政策形成プロセス」の進化のためには、これまでの行政システムを見直すとともに、政治・行政に携わる者の意識を改革し、素養を養うことが不可欠である。

また、政策形成に携わる者と研究者との対話を継続的に行い、双方の問題意識を共に理解し、

両コミュニティが、双方の信頼関係の下、それぞれの役割や責任に応じて協働することが必要である。その際、政策ニーズ自体も、社会の状況により変化しうるものであることに留意し、課題を捉え直し、試行錯誤を繰り返しながら進めていくことが重要である。

加えて、本事業の推進により得られた客観的根拠とそれに基づく政策形成プロセスの進化（知見・手法・人材等）は、社会の共有資産として、国民の政策形成への参加の基盤となることが期待される。

なお、SciREX 事業が対象としている「政策形成」の過程とは、政策の企画・立案、実施、評価とその政策への反映の全てを含むものである。

（2）事業の推進の目標

上記の目的を達成するため、本事業は、第 5 期基本計画に定める科学技術イノベーション政策の実効性の確保及び第 6 期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標とする。なお、科学技術イノベーション政策は、基本計画に示すように、いわゆる研究開発の推進のための政策にとどまるのではなく、経済・社会課題解決のための科学技術の貢献や、イノベーションを実現するための規制や税制などの制度改革も含むものである。

具体的には、以下を目標とする。

- ① 政策担当者と研究者間の対話の機会の拡大と、双方向のコミュニケーションによる政策形成への結実
- ② 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野を発展・深化させ、各分野の研究者や政策担当者など、幅広い人材が連携する「開かれた場」の構築
- ③ データや情報を適切に収集し、客観的根拠（エビデンス）を的確かつ適切に活用し、現実の政策形成ができる人材、研究者及びこれらをつなぐことのできる人材の創出と、これらの人材が活躍できるキャリアパスの確立
- ④ 政策形成に携わる者、研究者、これらをつなぐ者によるネットワークの構築と研究コミュニティの拡大

3 事業の基本的構成等

（1）SciREX 事業におけるプログラムの構成

本事業の目的・目標達成のためには、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実践に資する研究開発を進めていく必要があるとともに、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の基盤として、人材育成とデータ・情報基盤の確立も引き続き重要である。

本事業は、第 1 期から引き続き、次の 3 つのプログラムから構成する。なお、中核的拠点機能は、基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体として置かれているものである。

- 基盤的研究・人材育成拠点（中核的拠点機能を含む）（実施主体：SciREX センター及び各拠点大学）
- 公募型研究開発プログラム（実施主体：科学技術振興機構社会技術研究開発センター（以下「RISTEX」という。））
- データ・情報基盤（実施主体：NISTEP）

（2）重点課題の設定による政策研究と共進化の強力な推進

平成 27 年度に実施された中間評価において、各拠点や関係機関等の更なる連携強化や生きた政策課題に積極的に取り組むことなどが指摘されたことを受け、SciREX 事業では、平成 28 年度から 3 年を期間として各拠点・関係機関が共通の課題として取り組む重点課題を設定し、研究プロジェクトを進めてきた。この重点課題は、第 5 期基本計画の実現に向けた重要なテーマについて、行政官と研究者が議論し、研究者側のシーズも重視しながら平成 28 年 3 月に決定したものである。これにより、各拠点・研究機関等の連携や各拠点による研究機能の総体である中核的拠点機能の充実が進められ、研究による知見の蓄積等、成果も出つつある。

一方、これらの研究プロジェクトは、行政の意思決定過程への直接的な貢献や、行政官との密な連携という点では、課題が残る部分もあった。研究対象としていた内容は、中長期的な政策の方向性の検討に際し重要な要素の一つではあったものの、行政の具体的な動きとの関係性が必ずしも明確でない面もあった。そのため、各研究プロジェクトと行政官が、継続的に対話・協働し、研究と具体的な政策への反映を共に模索し続ける関係性構築が難しかった。

平成 31 年度(2019 年度)から新たに実施する研究プロジェクトは、こうしたことを踏まえ、実施期間を 2 年間とし、また、事業開始当初から目指してきた政策に具体的貢献ができるような成果の創出や行政官と研究者の真の共進化の推進を強力に実現させるため、以下の設計とする。

第一に、研究プロジェクトにおいて取り組む重点課題は、行政側の具体的な政策ニーズ発で両者の十分な議論のもと検討し、新たな重点課題とする。この過程では、研究で扱う内容と行政における政策の実際の検討とを相互に関係させ、政策への具体的な貢献を実現させるためのデザイン等についても重視する。

第二に、研究プロジェクトの作り込み・開始の時点で、行政側も研究を共に進める者として位置付け、2 年間のプロジェクト実施期間中、担当課として組織の業務として取り組むこととする。あわせて、研究プロジェクト開始時点の担当者が継続して研究プロジェクトに関わることができ

るよう、政策リエゾンの枠組みの拡充を進める。

第三に、研究プロジェクトを進める中で、SciREX コミュニティ内外に対して知見を共有し、更に議論を深めるための場を定期的に設定し、研究者と行政官が共に対応することとする。こうした場を通じて、研究者と行政官の共進化の機会を増やすとともに、SciREX センター、各拠点、関係機関間の連携や SciREX 事業の実施者以外のネットワーク拡大も目指していく。

研究プロジェクトを進めるに当たっては、行政側の政策ニーズ及び研究者の学術的関心はいずれも尊重されるべきものであり、互いに刺激し合いながら議論を進める。

また、新たな重点課題に基づく研究プロジェクトの進め方自体が研究者と行政官の挑戦的な取組の一つとして、SciREX 事業を更に深化させることをコミュニティ全体として目指していく。

4 事業推進に当たっての指針

(1) 透明性の確保、国民への説明責任等

経済・社会の大変革時代と国内外の課題の複雑化・多様化という状況の中で、科学技術イノベーション政策の推進に当たっては、第5期基本計画で述べられているように、これまで以上に、「先見性と戦略性」、「多様性と柔軟性」を持つ必要がある。限られた資源をより効率的に活用しながら、科学技術イノベーション政策を展開・推進し、複雑化・多様化する社会の課題を克服するためには、これらの課題の正確な把握とそれにふさわしい解決方法、さらには、その解決方法を支える基盤の在り方まで、様々な観点からの検討がなされなければならない。その上で、客観的根拠（エビデンス）に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成することが求められている。資源的な制約の下で、客観的根拠に基づき効果的に問題解決に向かう政策選択が必要であり、かつ、政策の内容が客観的根拠を必要とするばかりでなく、政策形成のプロセスもまた合理性を備えたものでなければならない。

「未来への投資」である科学技術イノベーション政策に関しては、様々な分野からのアプローチにより、科学技術とイノベーションの関係やそのプロセスに対する理解を深め、経済・社会への影響を包括的に可視化していくことが重要であり、その結果を基に、社会との対話を進めていかななければならない。さらには、これらの成果を踏まえ政策形成の実践の場に適用する手法を確立することにより、政策形成の在り方を改善し、政策形成における透明性を確保することで、国民への説明責任を果たす必要がある。これらについても、本事業の推進により達成されるべきものである。

また、近年、ビッグデータや AI の利活用が進み、エビデンスや「政策のための科学」の在り方、さらには政策形成の手法そのものが変化しうる状況となっている。エビデンスに基づく政策形成を進めるには、こうした新たな研究や政策形成にも果敢にチャレンジしていくとともに、一方、これ

らのデータの扱いや解釈に十分注意することも必要であり、こうした点においても本事業が貢献することが求められている。

(2) 適切なマイルストーンの設定と事業の実施

SciREX 事業の推進に当たっては、スケジュールを見据えて、適時適切に事業を推進していくことが重要である。SciREX 事業は第 5 期基本計画の実効性の確保に資する取組や第 6 期基本計画のためのエビデンス提供などの貢献が期待されている。したがって、科学としての「政策のための科学」の内容を深化させつつ、より現実の政策形成を見据えた成果の創出をするため、事業の目標の達成に向けた適切なマイルストーンに留意しながら、事業を推進することが必要である。また、近年、海外における共進化の取組も進んでおり、こうした知見も取り入れながら、事業全体としての成果を高めていくことが求められている。

5 事業全体の運営体制

客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成を実現するため、文部科学省は、事業の運営管理に積極的な役割を果たすとともに、本事業による成果を積極的に活用し、あわせて政府全体の政策形成に寄与することを目指す。

事業の方向性の検討等については、アクションプランに基づき別途設置された「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）が行う。

また、事業の具体的な実施内容の調整等については、同じくアクションプランに基づき設置する「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が行う。運営委員会の統括の下、各プログラム等を推進していく。

事業全体の俯瞰等については、従前のおり、CRDS が実施することとする。

(1) 文部科学省

事業担当部局として、事業全体の設計・執行を担う。事業が適切に遂行されるよう、基本的な事業方針や事業の課題等を定め、運営委員会への基本方針及び重点課題の提示等を行う。また、事業推進担当部署である科学技術・学術政策局企画評価課政策科学推進室は事業が適切に推進されるよう、省内や関係機関との各種調整を行う。具体的には、文部科学省内外の政策担当部署と連携した政策課題の抽出、本事業で得られた研究成果等の整理、担当部署に対する成果利用の働きかけなどを行う。

(2) 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会

SciREX 事業の実施に当たり、事業の方向性の検討等を行うため、アドバイザリー委員会を設置する。また、アドバイザリー委員会の広範かつ多面的議論を促進するため、各拠点や各関係機関のみならず、外部の有識者等から幅広く意見を聴取するとともに、現場の政策担当者や研究者等とも積極的に議論を行い、「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化に資する議論を深めるものとする。委員会の具体的な検討事項は以下のとおりである。

- a) 「政策のための科学」と「政策形成」の共進化の方向性や方法論
- b) 「科学技術イノベーション政策のための科学」の「科学」の在り方
- c) 政策形成プロセスの進化の在り方
- d) 科学技術イノベーション政策の哲学的・歴史的背景とその将来像
- e) 海外の類似の取組等と比較した、日本の取組の在り方
- f) 本事業の推進による、中長期的な将来像
- g) 研究プロジェクト等を通じた研究者と行政官の共進化の在り方

議論の結果については、随時、事業全体の方向性に関する意見としてとりまとめる。文部科学省は、本事業の執行に当たりこれを尊重し、また、政策形成プロセスの進化に役立てていかなければならない。あわせて、事業を実施する各拠点や関係機関についても、アドバイザリー委員会の意見を生かしながら、それぞれの取組を推進すべきである。

(3) 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会

SciREX 事業を実施する各拠点・関係機関の実務責任者からなる運営委員会を設置し、事業の実施内容の調整や追跡調査等を行う。運営委員会の事務局については、文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課政策科学推進室と SciREX センターが共同で行う。

運営委員会では、文部科学省が定めた基本方針や重点課題に基づいて、各拠点・関係機関の取組や役割分担の検討・調整を行う。また、SciREX 事業全体、特に、重点課題に基づく研究プロジェクト（後述のとおり）についての情報共有等を行う。

アドバイザリー委員会とは、双方の委員会で行われる議論について情報共有を図り、事業全体の方向性と個別の課題の進捗状況に齟齬がないよう適切に連携を図る。

(4) CRDS

CRDS は内外の動向調査を行うことなどにより、「政策のための科学」の俯瞰に取り組む。これ

らと併せ、必要に応じ、自らが行っている各種活動の情報について、アドバイザー委員会や運営委員会における情報提供を行う。

6 各プログラムの推進体制

個別のプログラムの詳細については以下のとおりとするが、SciREX センターを中心に、それぞれを連携させて実行することが必要不可欠である。具体的な連携の在り方については、次節に記載する。

なお、それぞれのプログラムについては、事業全体の間接評価に先立ち、外部委員による評価を受けており、そこにおいて課題等の指摘がされている。今後の事業実行に当たって、各実施主体は、当該指摘事項に留意し、必要に応じて改善を図らなければならない。

(1) 基盤的研究・人材育成拠点

① 中核的拠点機能

基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体として中核的拠点機能を置く。SciREX センター及び各拠点においては、平成 28 年度から 3 年間で実施してきた研究プロジェクトの知見も生かしながら、研究者と行政官の密な連携の下、重点課題に基づき、政策形成の実践に資する具体的な成果の創出を目指した実践的な研究を進める。SciREX センターは、中核的拠点機能の中心的役割を担う機関として位置付けられ、SciREX 事業のネットワークの形成や成果の政策形成への具体的な貢献を促進するため、事業全体の成果の発信と、関係者が議論する場の設定等を行う。

また、SciREX センターは、行政経験のある者からなる SciREX センターの政策リエゾンネットワークを活用・拡充し、研究活動と実際の科学技術イノベーション政策形成の現場との共進化をより強力に進めていくこととする。

また、中核的拠点機能を構成する各拠点は、それぞれの拠点における研究プロジェクトを主体的に実施する。研究プロジェクトの実施においては、自らが主体的に成果の普及・展開に取り組むとともに、当該研究分野の発展と関係者のネットワーク拡大に努める。

② 基盤的研究・人材育成拠点

基盤的研究・人材育成拠点については、平成 23 年度に「総合拠点」(政策研究大学院大学)及び「領域開拓拠点」(東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学)を設置し、客観的根拠に基づく政策形成に携わる人材や、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる人材、政策と研究をつなぐ人材を育成するとともに、関係する基盤的研究を推進するための国際的な水準の研究・人材育成拠点として、それぞれが基盤的研究・人材育成

を進めてきており、引き続き基盤的研究及び人材育成を行う。

- a)総合拠点：総合拠点として、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究を実施。また、基盤的研究・人材育成拠点整備事業の主導及び、領域開拓拠点を牽引しつつ、取りまとめ機関として総合調整。
- b)領域開拓拠点：領域開拓拠点として、各大学の特性を活かして、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究を実施。

(2) 公募型研究開発プログラム

RISTEX を事業主体とし、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、政策二ズも踏まえつつ、政策形成の実践に将来的につながりうる成果の創出を目指した研究開発を公募により推進する。

プログラムの実施に当たっては、公募を通じて「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資することを目標とするとともに、研究開発の推進に当たっては、SciREX センターを中心とした SciREX コミュニティ全体と密に連携して進めていく。

(3) データ・情報基盤

NISTEP を中心に、政策形成の実践の場と、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、データ・情報基盤を構築する。整備されたデータ・情報は、統計データを含む分析対象としての一次データ（特許、論文、人材、予算等）のほか、それを分析した結果の論文、提言、行政における審議会報告書、調査報告書など多岐にわたる。

本プログラムで得られたデータを社会の共有資産である既存のデータ・情報基盤に加えるとともに、それらを体系的かつ継続的に整備・利用できる環境を構築する。「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化の基盤として、情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指すとともに、関係機関への積極的な提供等に努める。

7 連携のための取組

SciREX センターは、ネットワークの形成をはじめ共進化に向けた中核として一層機能することが求められており、SciREX センターが中心となって、各拠点・関係機関が連携することが必要である。

(1) 研究開発における連携

平成 28 年度からは、重点課題に基づいた研究開発（SciREX センターが自ら主体となって行うプロジェクト、拠点間連携プロジェクト、公募型研究開発プロジェクト）を、各拠点・関係機関の連携により進めてきた。平成 31 年度からの研究開発を進めるに当たっても、各拠点・関係機関の連携が進むよう取り組むこととする。

また、NISTEP も、積極的にこれらに協力し、SciREX 事業全体としての連携を図らなければならない。NISTEP は、国内外のデータベース等情報、研究所の活動により得られた知見、人的ネットワーク等に関して、研究プロジェクトへの情報提供等を行うとともに、可能であれば、プロジェクトの実施者として関与する。これに当たっては、SciREX 事業担当部門以外の NISTEP 内の研究部門とのコラボレーションも積極的に進める。あわせて、科学技術指標等に携わる専門的な機関の立場から、他機関のデータソースとの連携・接続を図り、データ・情報等に関する助言も行う。

各プロジェクトの設計・実施を通じた各拠点・関係機関の連携は、SciREX センターが中心となって進め、政策担当者との連携も密に行う。また、SciREX センターは重点課題に基づいて進められる各拠点・関係機関の取組を把握し、それぞれの情報共有が十分図られるよう環境整備を図る。

(2) 人材育成における連携

人材育成についても、各拠点のネットワークの強化を図り、連携して進めていくことが必要である。平成 27 年度に実施された中間評価においては、人材育成を進めていくに当たって、「科学技術イノベーション政策のための科学」という学問分野やコアカリキュラムの確立が必要であることが指摘されている。また、行政との真の共進化を進めるには、中長期的な視野を持って、研究者と連携しながらエビデンスに基づく科学技術イノベーション政策を担う行政官の人材育成を行うことも重要である。これらを踏まえ、総合拠点が中心となって、全拠点協力の下で、コアカリキュラムの検討を進め、早期の確立を目指すとともに、平成 29 年度より強化してきた行政官研修についても充実を目指す。これらに当たっては、各拠点のみならず、関係機関も協力することが必要である。

8 事業の評価

本事業では、例えば基盤的研究・人材育成拠点について最長 15 年の長期間にわたる支援を想定しており、事業全体の工程管理の観点から評価時期、評価の仕組みや評価体制等について検討する必要がある。平成 23 年度から 27 年度の 5 年間については、既に平成 27 年度に、本事業の進捗確認及び今後の一層の推進に向けての内容の改善を目的とした中間評価を実施したところである。平成 28 年度以降の事業についても、以下のように中間評価を実施していく。

- 平成 28 年度以降の事業の推進についても、5 年間のうちの適切な時期に外部委員による中間評価を実施する。
- 評価委員会の体制等については、今後検討する。
- 各プログラムについての評価と、事業全体についての評価を併せて実施する。
- 評価に当たっては、基本方針や重点課題に定められた事項の達成状況等を踏まえることとする。

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/ristex/proposal/>

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）

【e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先】

e-Rad ヘルプデスク 0570-066-877(ナビダイヤル)

9:00～18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く